

Ⅱ 業務の概要

総務課

総務課

総務課は、九州厚生局の総務（庶務、会計、人事、共済組合等）、厚生労働省が所管する医師等の国家試験に関する業務、九州厚生局が保有する情報の公開・個人情報の保護に関する業務等を行っています。

なお、沖縄地区については、沖縄分室が総務、国家試験に関する業務を行っています。

1 情報公開等に関する業務

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項に基づく情報公開の状況は次のとおりです。

	開示請求件数	開 示 結 果		
		開示(部分開示含)	不 開 示	取 り 下 げ
24年度	1,255	1,247	0	8
25年度	1,492	1,484	0	8
26年度	1,683	1,681	2	0
27年度	1,134	1,133	1	0
28年度	766	763	3	0

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第12条に基づく開示請求は、平成28年度においては1件でした。

2 国家試験に関する業務

九州厚生局では、以下の国家試験を実施しており、受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っています。

なお、沖縄地区におきましては、一部実施していない試験もあります。

(IV 資料 総務課 「1 国家試験の実施状況」参照)

(医政局所管国家試験)

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の9職種

(医薬・生活衛生局所管国家試験)

薬剤師

(健康局所管国家試験)

管理栄養士

※アンダーラインは平成23年度から民間委託（市場化テスト）を実施

3 国有財産に関する業務

平成22年1月の社会保険庁廃止に伴い、未利用となっている国有財産31物件が当局へ移管されたため、それら物件の管理及び一般競争入札などによる売払いを行っています。

(IV 資料 総務課 「2 移管国有財産と売却状況」参照)

4 大規模災害等の発生に備えた体制の強化

(1) 業務内容

九州厚生局は、管内において大規模災害等が発生した場合には、速やかに自治体や関係機関との連携を図り、情報収集、連絡調整及び職員派遣等の支援を行うとともに、所管する各種許認可業務等を遅滞なく処理することが求められています。

(2) 業務実績

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、「熊本地震発生後の対応等検証プロジェクトチーム」を設置し、厚生局災害対策本部等の対応、諸規定等、職員の安否確認、食料品等の備蓄及び防災備品について検証を行うとともに、これらを踏まえた提言を行い、今後の大規模災害に備えた体制整備に努めました。

5 職員の健康管理体制の強化

九州厚生局では、「明るく楽しい職場づくりの推進」を組織目標の一つに掲げ、年次休暇の取得促進や職場環境の改善に取り組みました。

その一つとして、職員の心身の健康の維持・増進を図る観点から、職場の健康管理体制を強化しました。

具体的には、

- ① 九州厚生局に、良好な職場環境の維持・改善の一環として健康相談室を開設しています。
- ② 円滑な健康指導の実施及び健康相談窓口の拡充を図るため、例年に引き続き健康管理を担当する職員を各官署に配置し、健康管理室と連携して職員の健康管理を行っています。
- ③ 受診勧奨体制を整備し、必要に応じ健康管理医又は保健師が面談を実施しています。
- ④ アルコールやメンタルヘルスに関して、各県事務所も含めて健康管理室による研修を実施しています。
- ⑤ メンタルヘルス体制を構築し、メンタルヘルスの研修を通じ予防、早期発見早期対応の知識を深め、きめ細やかな復職支援体制を整えるために、「心の健康づくり計画」を策定しました。

6 災害見舞金の支給

共済組合では、熊本地震に関連し「災害見舞金」を該当する組合員に支給しました。

企 画 調 整 課

企画調整課

企画調整課は、九州厚生局の所掌事務に関する総合的な企画・立案や政策の実施に関する総合調整、九州地方社会保険医療協議会の庶務に関する業務などを行っています。

1 業務計画等の策定

(1) 業務内容

九州厚生局の業務全般における「計画（P）・実施（D）・検証（C）・改善（A）」を基本とする PDCA サイクルを組織的に導入するため、平成 22 年度から業務の目標と実施事項などを定めた「業務計画」等を策定しています。

(2) 業務実績

平成 28 年度の「業務計画」については、四半期毎に、実施結果や業務実績を踏まえ、局幹部のヒアリングによる進捗管理を行い、年度末には、業務実績を踏まえた自己評価を実施しました。

また、平成 28 年度の自己評価を踏まえた平成 29 年度の「業務計画」の策定に向けて、各部署のヒアリングを実施するなど、総合調整を行いました。

2 広報の企画および実施

(1) 業務内容

九州厚生局として積極的な広報を推進するため、広報委員会を設置し、①九州厚生局の広報資料の企画・作成、②九州厚生局ホームページの改善・充実、③厚生行政及び九州厚生局の効果的な PR 方策等について鋭意検討し、国民目線に立った積極的かつ戦略的な広報の企画・実施に取り組んでいます。

(2) 業務実績

① 九州厚生局の広報資料の企画・作成

平成 28 年 4 月の組織改編に伴い九州厚生局パンフレットを改訂するにあたり、広報委員会等において掲載内容の検討を行い、その検討結果を受けて、パンフレットを作成しました。（7 月）

② 厚生行政及び九州厚生局の効果的な PR 方策

医療安全に関するワークショップにおいて、休憩時間等を利用し、「九州厚生局の業務概要」をスクリーンに投影、参加者への PR に努めました。（11 月）

3 研修の企画および実施

(1) 業務内容

厚生行政に関して、職員一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるように、総務課と連携し、局内横断的な課題に対する研修やサービス・倫理など職員としての基礎的な知識を得るための研修等を企画・実施し、職員の資質の向上を図っています。

(2) 業務実績

- ・厚生局業務に関する研修（4 月）
- ・情報セキュリティに関する研修（6 月）

- ・コミュニケーション（接客・電話応対）に関する研修（9月）
- ・ヒューマンエラー（ヒヤリハット）防止研修（11月）
- ・認知症サポーター養成研修（12月）
- ・政策課題等に関する研修（2月）

4 九州厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の取りまとめと報告

(1) 業務内容

各課、各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」の取りまとめを行い、定期的に厚生労働本省の各担当部局へ報告するとともに、局内各課所が業務を行う上で参考となるよう情報の共有化を行っています。

(2) 業務実績

厚生労働本省各担当部局への報告件数：64件

5 局内報の発行

(1) 業務内容

局内の様々な情報を全職員に伝えるため、「局内報」を発行しています。「局内報」は、職員相互の情報の共有化や組織の結束を固めることを目的とするものです。

(2) 業務実績

隔月で計6回発行（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

6 九州地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 業務内容

社会保険医療協議会法に基づき、九州厚生局に九州地方社会保険医療協議会を設置しています。九州地方社会保険医療協議会には総会と管内8県に部会があり、企画調整課と各県事務所（福岡県は指導監査課）がそれぞれの庶務を担当しています。

企画調整課では、九州地方社会保険医療協議会会長と調整し、総会の開催や委員及び臨時委員の改選に関する事務を行っています。

(2) 業務実績

① 総会の開催状況

・第25回総会

日時：平成28年5月16日（月）14:01～16:48

- 議事：1. 地方協議会の部会に属すべき臨時委員の承認について
2. 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について
3. 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

・第26回総会

日時：平成28年7月25日（月）13:02～15:03

- 議事：1. 地方協議会の部会に属すべき委員及び臨時委員の承認について
2. 保険薬局の指定の取消及び保険薬剤師の登録の取消について
3. 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

・ 第 27 回総会

日時：平成 28 年 10 月 19 日（水） 14:29～16:39

議事：1. 会長及び会長代行の選出について

2. 地方協議会の部会に属すべき委員及び臨時委員の承認について

3. 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

4. 保険薬局の指定について

② 保険医療機関等の指定又は指定取消等の状況

- | | |
|---------------|-----|
| ・ 保険医療機関の指定取消 | 4 件 |
| ・ 保険薬局の指定取消 | 1 件 |
| ・ 保険医の登録取消 | 4 名 |
| ・ 保険薬剤師の登録取消 | 1 名 |
| ・ 保険薬局の指定 | 1 件 |

③ 委員及び臨時委員の改選

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・ 平成 28 年 5 月 16 日付けの委嘱 | 1 名（臨時委員 1 名） |
| ・ 平成 28 年 7 月 1 日付けの委嘱 | 1 名（委員 1 名） |
| ・ 平成 28 年 7 月 20 日付けの委嘱 | 1 名（臨時委員 1 名） |
| ・ 平成 28 年 9 月 1 日付けの委嘱 | 1 名（委員 1 名） |
| ・ 平成 28 年 10 月 14 日付けの委嘱 | 40 名（委員 10 名、臨時委員 30 名） |
| ・ 平成 29 年 2 月 20 日付けの委嘱 | 2 名（委員 1 名、臨時委員 1 名） |
| ・ 平成 29 年 3 月 13 日付けの委嘱 | 1 名（臨時委員 1 名） |

※平成 29 年 2 月 20 日付け及び 3 月 13 日付けの臨時委員については、持ち回り審査により部会に属すべき臨時委員の承認を行いました。

年金指導課

年金指導課

政府管掌年金事業である厚生年金保険や国民年金などは、厚生労働大臣が制度の運営をし、事務の委任又は委託を受けた日本年金機構が、滞納処分や立入検査等の業務を実施しています。

年金指導課は、日本年金機構が行う業務のうち、あらかじめ厚生労働大臣の認可（この権限は、地方厚生局長に委任されている）を受けなければならないと規定されている業務について、審査・認可を行っています。

また、災害などにより、事業所が厚生年金保険料等を一時に納付することができない場合には、その保険料等の納付を猶予することについて審査し、許可または不許可を行っています。

さらに、公的年金制度の円滑な運営に資するため、事業実施先である日本年金機構との協力連携に努めています。

1 日本年金機構が行う業務に関する認可業務

(1) 業務内容

① 滞納処分等

日本年金機構は、厚生年金保険料等の納付義務者である事業主または国民年金保険料の納付義務者である被保険者等が保険料を滞納した場合、国税滞納処分の例によって処分することができます。（厚生年金保険法第 86 条第 5 項・健康保険法第 180 条第 4 項・国民年金法第 95 条・船員保険法第 132 条第 4 項等）

ただし、これらの納付義務者に対し財産差押等の滞納処分を行うには、地方厚生局長の認可を受けなければなりません。（厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項・健康保険法第 204 条の 3 第 1 項・国民年金法第 109 条の 6 第 1 項・船員保険法第 153 条の 3 第 1 項等）

この認可申請には、毎月一定時期を定めて申請されるもの（通常分）や事業所の倒産等に伴う緊急を要するもの（緊急分）、随時に調定される保険料等に係るもの（随時分）があります。

② 立入検査等

日本年金機構は、厚生年金保険および全国健康保険協会が管掌する健康保険に加入していない事業所（未適用事業所）への「加入指導・立入検査」、すでに適用されている事業所（適用事業所）への「被保険者の資格・標準報酬・保険料または保険給付に関する決定等に係る調査（事業所調査）」（以下、併せて「立入検査等」という。）を行うことができます。（厚生年金保険法第 100 条第 1 項・健康保険法第 198 条第 1 項・船員保険法第 146 条第 1 項）

ただし、立入検査等を行うには、地方厚生局長の認可を受けなければなりません。（厚生年金保険法第 100 条の 8・健康保険法第 204 条の 5・船員保険法第 153 条の 5）

この立入検査等の認可申請には、毎月一定時期を定めて申請されるもの（通常分）と被保険者等からの情報提供により緊急に調査を行う必要があるためにそのつど申請されるもの（緊急分）があります。

なお、立入検査等とは次のとおりとなっています。

ア 未適用事業所への加入指導・立入検査

イ 適用事業所への事業所調査

ウ 情報提供による未適用事業所への加入指導・立入検査

エ 情報提供による適用事業所への事業所調査
オ 会計検査院の検査による事業所調査

③ 受給権者や被保険者に対する調査

日本年金機構は、年金受給権者および被保険者への「質問や実態調査」や「障害の状態について診断を受けさせる」（以下、併せて「受給権者等に対する調査」という。）ことができます。

ただし、受給権者等に対する調査を行うには、地方厚生局長の認可を受けなければなりません。（厚生年金保険法第 100 条の 8・国民年金法第 109 条の 8 等）

この受給権者等に対する調査の認可申請には、毎月一定時期を定めて申請されるもの（通常分）と、それ以外に調査が必要な場合にそのつど申請されるもの（随時分）があります。

また、市区町村が把握している行方不明高齢者のうち年金受給権者の生存確認調査についても、認可を受ける必要があり、日本年金機構本部より認可が申請されます。

なお、受給権者等に対する調査は、次のとおりとなっています。

ア 年金給付の受給権者に対して、その者の身分関係や障害の状態、その他の受給権の消滅、年金額の改定や支給の停止に関係する書類や物件の提出を命じ、または質問をする。（厚生年金保険法第 96 条第 1 項、国民年金法第 107 条第 1 項）

イ 障害年金の受給権者や加給年金額の加算対象である障害の状態にある子に対して、指定する医師の診断を受けることを命じ、または障害の状態を診断する。（厚生年金保険法第 97 条第 1 項、国民年金法第 107 条第 2 項）

ウ 国民年金の被保険者に対し、資格または保険料に関する処分に関し、年金手帳や収入の状況に関する書類等の提出を命じ、または質問をする。（国民年金法第 106 条第 1 項）

エ 特定障害者や関係者に対して、受給資格の有無や特別障害給付金の額の決定のために必要な書類の提出を命じ、または質問する。（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項）

オ 特定障害者に対して、指定する医師等の診断を受けることを命じ、または障害の状態を診断する。（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 2 項）

④ 日本年金機構の徴収職員・収納職員の任命

日本年金機構が行う滞納処分や収納事務については、「徴収職員」および「収納職員」（以下「徴収職員等」という。）が行うこととされています。徴収職員等は日本年金機構理事長が任命します。

ただし、任命にあたっては地方厚生局長の認可を受けなければなりません。（厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項および第 100 条の 11 第 2 項・健康保険法第 204 条の 3 第 2 項および第 204 条の 6 第 2 項・国民年金法第 109 条の 6 第 2 項および第 109 条の 11 第 2 項・船員保険法第 153 条の 7 第 1 項および第 2 項等）

なお、認可の基準は次のとおりです。

ア 社会保険の業務経験が 3 年以上の者で、職責を遂行できると日本年金機構が確認した者

イ 社会保険の業務経験が 3 年に満たないが、次に掲げる者で、その職責を遂行できると日本年金機構が確認した者

- i 年金事務所長
- ii 社会保険労務士の資格を有する者
- iii 過去に滞納処分や収納事務等を経験している者
- iv 徴収事務や収納事務に関する研修を受講している者または近い将来に研修の受講が予定されている者

(2) 業務実績

① 滞納処分等に係る認可件数

(単位：件)

		26年度	27年度	28年度
通常分	健康・厚生年金保険料等	193,458	183,184	185,786
	船員・厚生年金保険料等	1,217	1,027	933
	国民年金保険料	3,282	3,121	3,299
緊急分	健康・厚生年金保険料等	65	33	94
	船員・厚生年金保険料等	0	0	0
	国民年金保険料	137	92	97

② 立入検査等に係る認可件数

(単位：件)

		26年度	27年度	28年度
通常分	未適用事業所	8,477	22,381	21,827
	適用事業所	19,580	26,890	32,838
	未適用事業所（情報提供）	242	217	116
	適用事業所（情報提供）	385	139	69
緊急分	未適用事業所	409	4,307	1,200
	適用事業所	43,066	38,763	33,426
	未適用事業所（情報提供）	50	11	11
	適用事業所（情報提供）	109	90	47
	会計検査院	211	284	73

③ 受給権者や被保険者に対する調査に係る認可件数

(単位：件)

		26年度	27年度	28年度
通常分	受給権者に対する調査	93	16	9
	被保険者に対する調査	0	0	0
緊急分	受給権者に対する調査	7	8	42
	被保険者に対する調査	0	0	0
行方不明高齢者（受給権者）		0	0	0

④ 日本年金機構の徴収職員・収納職員の任命に係る認可件数

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度
徴収職員及び収納職員認可者数	110	106	111
徴収職員認可者数	14	16	18
収納職員認可者数	11	11	8

2 厚生年金保険料等の納付猶予に係る審査・許可（不許可）に関する業務

(1) 業務内容

納付義務者が激甚災害により財産に損失を受けた場合または納付義務者に災害、病気や事業の休廃止等の事実がある場合で、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険料、船員保険料および子ども・子育て支援法の規定による拠出金（以下「保険料等」という。）について、一時に納付することが困難である旨の届出等があったときには、その実情等を審査し、納付の猶予を許可または不許可します。

なお、猶予には次の3種類があります。（厚生年金保険法等の規定により準用する国税通則法）

ア 災害による納付の猶予

納付義務者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（激甚災害）により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後に納期限が到来する保険料等につき一時に納付することができないと認められる場合（国税通則法第46条第1項）

イ 通常の納付の猶予

納付義務者が、災害を受け、病気にかかり、または事業の休廃止をした等の事実に基づき、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合（国税通則法第46条第2項）

ウ 届出が遅延したことによる納付の猶予

厚生年金保険法第27条による届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、納付義務者がその保険料等を一時に納付することができないと認められる場合（国税通則法第46条第3項）

(2) 業務実績

(単位：件)

		26年度	27年度	28年度
災害による納付猶予	許 可	0	0	121
	不許可	0	0	5
通常の納付猶予	許 可	0	0	7
	不許可	0	0	0
届出の遅延による納付猶予	許 可	0	0	0
	不許可	0	0	0

3 日本年金機構との協力連携

(1) 業務内容

公的年金制度の円滑な運営に資するため、日本年金機構と定期的な会議を開催するなど協力連携体制の強化を図っています。

(2) 業務実績

四半期ごとに連絡会議を開催（平成 28 年度 4 回）

4 歳入徴収官（年金特別会計）の代行機関に関する業務

(1) 業務内容

年金指導課および各県事務所には、厚生年金保険料等の領収済通知書の受付事務に関する歳入徴収官の代行機関の任命を受けた職員がいます。これらの職員は、実際に受付事務を行う日本年金機構各県事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受付事務が適正に行われているかどうかの確認を行っています。

(2) 業務実績

（単位：件、百万円）

(九州管内)	26 年度		27 年度		28 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
厚生年金保険料等	135,804	114,540	132,516	118,320	122,532	111,882
国民年金保険料	895,171	24,827	787,204	24,215	697,763	21,757

年金調整課

年金調整課

年金調整課は、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員に関する業務、学生納付特例事務法人の指定や監督に関する業務、保険料納付確認団体の指定、監督や情報提供に関する業務、国民年金等事務取扱交付金や健康保険事務指定市町村交付金の交付に関する業務を担当しています。

1 社会保険労務士法に関する業務

(1) 業務内容

社会保険労務士法に関する業務は、厚生労働大臣が行っていますが、そのうち社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されています。

厚生局においては、以下の事務を行っています。

- ① 社会保険労務士または社会保険労務士法人に対する報告および検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消および役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告および調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 業務実績

- ② に関し、3件の通知を受理しました。
- ⑦ に関し、3件の協力を行いました。

<参考>

社会保険労務士会の会員等の状況

(平成29年3月31日現在)

県名	会員数 (単位：人)	社労士 法人数
福岡県	1,495	32
佐賀県	132	2
長崎県	170	0
熊本県	426	7
大分県	254	9
宮崎県	225	6
鹿児島県	379	9
沖縄県	191	4
管内計	3,272	69

※ 社労士法人・・・2人以上の社会保険労務士が共同して設立する法人

2 年金委員に関する業務

(1) 業務内容

年金委員は、日本年金機構法第30条に基づき厚生労働大臣が委嘱し、政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について積極的に啓発、相談および助言その他の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、円滑な運営を図ることを目的に設置しています。

年金委員は、厚生年金保険の適用事業所において活動する「職域型年金委員」と地域において主に国民年金に関する活動を行う「地域型年金委員」に区分されています。

厚生局においては、事業主や市町村長等からの推薦により、年金委員の委嘱に係る審査等、以下の事務を行っています。

- ① 委嘱・解嘱に係る審査、決定および委嘱状・解嘱状の発行
- ② 年金委員証明書の発行
- ③ 年金委員名簿の管理
- ④ 功労者厚生労働大臣表彰の実施

(2) 業務実績

- ① に関し、1,279件の発行を行いました。
- ② に関し、127件の発行を行いました。
- ③ に関し、17,792名の管理を行いました。

<参考>

年金委員の委嘱数

(平成29年3月31日現在)

県名	職域型 (単位：人)	地域型 (単位：人)	合計 (単位：人)
福岡県	5,011	86	5,097
佐賀県	1,513	42	1,555
長崎県	1,590	82	1,672
熊本県	2,172	52	2,224
大分県	1,542	48	1,590
宮崎県	2,292	102	2,394
鹿児島県	1,711	244	1,955
沖縄県	1,260	45	1,305
管内計	17,091	701	17,792

④ に関し、10名に表彰を行いました。

<参考>

年金委員功労者厚生労働大臣表彰者数

(平成 28 年度)

県 名	受賞者数 (人)
福 岡 県	3
佐 賀 県	1
長 崎 県	1
熊 本 県	2
大 分 県	0
宮 崎 県	1
鹿 児 島 県	1
沖 縄 県	1
管 内 計	10

3 学生納付特例事務法人に関する業務

(1) 業務内容

学生納付特例制度とは、本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度です。この制度を活用するためには、毎年、学生が市町村や年金事務所の窓口申請を行う必要がありました。

しかし、学生の利便性を考慮し、年金受給権を確保する観点から、申請のしやすい環境を整備するため、国民年金法第 109 条の 2 の 2 により学生納付特例事務法人制度が設けられています。この制度の指定を受けた大学等であれば、学生の委託を受けて、納付特例の申請を代行できます。

厚生局においては、以下の事務を行っています。

- ① 学生納付特例事務法人の指定および指定取消に係る審査・決定
- ② 学生納付特例事務法人への改善命令
- ③ 学生納付特例制度の周知および事務法人の指定に係る協力要請

(2) 業務実績

① に関し、5 法人の指定を行い、平成 29 年 3 月 31 日現在における管内の学生納付特例事務法人は、50 法人 67 校となりました。

③ に関し、学生納付特例事務法人の指定の対象となる大学等 495 校あてに協力要請文書等を送付しました。

また、多年にわたり学生納付特例事務法人として、学生の年金権確保のために多大な協力を行ってきた学校法人原田学園（鹿児島市）に、国民年金制度への功労を讃えて感謝状を贈呈しました。

4 保険料納付確認団体に関する業務

(1) 業務内容

保険料納付確認団体は、国民年金法第 109 条の 3 に規定する同種の事業または業務に従事する被保険者を構成員とする団体等で、国民年金の保険料納付に関する事務を行うことができると国が指定した団体です。保険料納付確認団体は、所属する被保険者に対して将来の年金受給権を確保する観点から、被保険者の国民年金保険料の納付状況を定期的に確認し、保険料納付の注意喚起、促進を行います。

厚生局においては、以下の事務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定および指定取消に係る審査・決定
- ② 保険料納付確認団体への改善命令
- ③ 保険料納付確認団体被保険者への情報提供
- ④ 保険料納付確認団体の指定に係る協力要請

(2) 業務実績

③ に関し、4 団体 48 名に対して情報提供を行いました。

<参考> 保険料納付確認団体の指定状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

- ア 佐賀県薬剤師会
- イ 長崎県看護協会
- ウ 大分県社会保険労務士会
- エ 鹿児島県歯科医師会
- オ 鹿児島県薬剤師会
- カ 鹿児島県看護協会
- キ 沖縄県社会保険労務士会

5 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

(1) 業務内容

日本年金機構では、地域年金展開事業を実施しており、その一環として各県に地域年金事業運営調整会議が設置されています。この会議は、学識経験者及び関係団体の推薦する委員で構成され、地域年金展開事業に対する意見、助言を行うこと等を目的にしています。

また、国土交通省九州地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策推進九州地方協議会が、内閣府沖縄総合事務局では社会保険未加入対策推進沖縄地方協議会が設置され、社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行っています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るため、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議のほか、国土交通省九州地方整備局が開催している社会保険未加入対策推進九州地方協議会及び内閣府沖縄総合事務局が開催している社会保険未加入対策推進沖縄地方協議会に積極的に参画しています。

(2) 業務実績

平成 28 年度は、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議に 8 県で延べ 15 回参画しました。

また、平成 28 年 8 月 3 日に開催された第 5 回社会保険未加入対策推進九州地方協議会及び平成 28 年 7 月 1 日に開催された第 5 回社会保険未加入対策推進沖縄地方協議会に参画しました。

さらに、平成 28 年 7 月 15 日付年管管発 0715 第 2 号で厚生労働省年金局事業管理課長から「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施等について」が示されたことに伴い、平成 28 年 8 月 24 日に福岡県福祉労働部障害者福祉課が主催した「障害年金に係る市町村説明会」へも出席しました。

6 国民年金等事務取扱交付金の交付に関する業務

(1) 業務内容

国民年金等事務取扱交付金は、国民年金法および特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律により、市町村が行う国民年金事務 ①法定受託事務（地方自治法に定める地方公共団体の事務）、②協力・連携事務（届書受理時における保険料の納付督促や年金相談の事務等）に対して必要な費用の交付を行っています。

なお、国民年金等事務取扱交付金の交付申請等は、厚生局長を経由して厚生労働大臣に行うこととされています。

厚生局においては、市町村から提出された交付申請書の審査等、以下の事務を行っています。

- ① 概算交付申請に関する審査等の事務
- ② 精算交付申請に関する審査等の事務
- ③ 決算審査および決算実地審査等の事務など

(2) 業務実績

国民年金等事務取扱交付金の概算および精算交付申請書の審査、決算審査および決算実地審査等を実施しました。

<参考>

管内の交付金交付実績

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

県名	市町村数	交付決定額 (単位：円)	概算交付額 (単位：円)	精算交付額 (単位：円)
福岡県	60	1,165,260,273	639,493,000	525,767,273
佐賀県	20	182,198,900	103,878,000	78,320,900
長崎県	21	310,033,044	177,300,000	132,733,044
熊本県	45	416,369,421	235,872,000	180,497,421
大分県	18	230,345,933	126,219,000	104,126,933
宮崎県	26	250,321,305	143,267,000	107,054,305
鹿児島県	43	397,553,531	218,406,000	179,147,531
沖縄県	41	468,278,245	260,822,000	207,456,245
管内計	274	3,420,360,652	1,905,257,000	1,515,103,652

7 年金生活者支援給付金支援準備市町村事務取扱交付金の交付に関する業務

(1) 業務内容

年金生活者支援給付金支援準備市町村事務取扱交付金は、年金生活者支援給付金の支給準備事業のうち、市町村が実施する日本年金機構に対する所得情報等の提供等に要する経費に対して必要な費用を交付するものです。

厚生局においては、市町村から提出された交付申請書、実績報告書等の審査等を行います。

(2) 業務実績

年金生活者支援給付金支援準備市町村事務取扱交付金交付申請書の審査を実施しました。

<参考>

管内の交付金交付実績

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

県名	申請市町村数	交付額 (単位：円)
福岡県	20	1,410,787
佐賀県	4	398,507
長崎県	9	1,002,304
熊本県	11	436,684
大分県	1	124,590
宮崎県	2	77,370
鹿児島県	4	179,640
沖縄県	11	367,226
合計	62	3,997,108

8 健康保険事務指定市町村交付金の交付に関する業務

(1) 業務内容

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が健康保険法第 3 条第 2 項被保険者に対して、健康保険被保険者手帳の交付や收受等の業務に要した事務経費を交付するものです。

厚生局においては、市町村から提出された交付申請書の審査等、以下の事務を行っています。

- ① 健康保険事務指定市町村の指定および取消の事務
- ② 交付申請に関する審査等の事務
- ③ 各種報告書の審査等の事務など

(2) 業務実績

① に関し、厚生労働大臣に対して 2 市町村の指定取消申請書を送付しました。

また、健康保険事務指定市町村交付金の交付申請書や各種報告書の審査等を実施しました。

<参考>

管内の交付金交付実績

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付金支給額等 (単位：円)	
			件数	金額
福岡県	35	19	52	4,378
長崎県	5	5	48	4,048
鹿児島県	2	0	0	0
管内計	42	24	100	8,426

年金審査課

年金審査課

年金審査課は、厚生年金保険および国民年金の被保険者等が行う年金記録の訂正請求に関する調査事務並びに九州地方年金記録訂正審議会の運営を行っています。

1. 年金記録の訂正請求に係る調査事務

(1) 業務内容

平成 27 年 3 月から厚生労働省に年金記録の訂正を求める制度が始まりました。年金に加入していた期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

九州厚生局では、厚生年金保険や国民年金の年金記録が間違っていると思われる方からの年金記録の訂正請求の内容について、様々な関連資料（確定申告書、給与明細書、家計簿など）や周辺事情（訂正を求める期間が短期間であり、その期間を除いて全て納付済みになっていること、配偶者は納付済みであることなど）に基づき、総合的に判断し、専門家で構成された九州地方年金記録訂正審議会の審議を経た上で訂正（不訂正）の決定を行っています。

(2) 業務実績

平成 28 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受付件数	30	43	17	28	19	11	34	30	18	29	97	23	379
処理件数	23	40	55	29	24	20	13	26	24	19	18	32	323
厚生局での処理件数	10	9	14	12	14	11	11	13	10	7	13	25	149
訂正決定	3	3	5	3	9	0	6	5	2	2	3	18	59
不訂正決定	7	6	9	9	5	11	5	8	8	5	10	7	90
請求却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	11	29	21	16	8	7	1	12	13	11	5	3	137
訂正請求の取下げ	2	2	20	1	2	2	1	1	1	1	0	4	37

注) 受付件数は、九州厚生局管内の年金事務所が訂正請求を受理した件数です。
訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定をした事案を含みます。

2. 九州地方年金記録訂正審議会の運営

(1) 業務内容

九州厚生局長が、国民の皆様から提出された年金記録の訂正請求に対して、その訂正（不訂正）の決定を行う際に、公平・公正な判断が行われるよう、中立的な立場で審議し、意見を述べるために九州厚生局に設置された、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者によって構成された九州地方年金記録訂正審議会が設置されており、当該審議会には、一つ一つの訂正請求事案を審議するため、6つの部会

を設置しています。

年金審査課では、九州地方年金記録訂正審議会および部会の運営が適切かつ円滑に行えるように審議会および部会の庶務、運営全般に関する業務を行っています。

(2) 業務実績

① 総会の開催状況

・第2回総会

日時：平成28年4月12日（火）15：00～16：00

議事：1. 会長代行、部会長および部会に属すべき委員の指名について
2. その他

② 部会の開催状況

	開催回数	付議件数
1部会	15回	28件
2部会	12回	22件
3部会	10回	24件
4部会	11回	20件
5部会	16回	27件
6部会	10回	35件
合計	74回	156件

③ 委員の任命

- ・平成28年4月1日付けの任命 1名
- ・平成28年4月10日付けの任命 12名

社会保険審査官

社会保険審査官

1 業務内容

社会保険審査制度は、保険者の違法または不当な処分に関し、簡易迅速な手続きによって、被保険者等の権利利益の救済を図るとともに社会保険行政の適正な運営を確保することを目的としています。

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号）に基づき、厚生労働大臣が任命した独立の機関であり、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、全国健康保険協会、厚生労働大臣、日本年金機構等の処分（決定）に対する被保険者等からの不服の申立て（審査請求事件）を取り扱っています。

2 業務実績（平成 28 年度）

審査請求取扱状況

- ① 受付件数 1,150 件（内、前年度より引受分 316 件）
- ② 取下件数 56 件（受付後に審査請求人から取下申出があったもの）
- ③ 移送件数 9 件（管轄外の審査請求事件を管轄審査官に引継いだもの）
- ④ 決定件数 863 件（却下・容認・棄却を決定したもの）

－制度別受付・決定内訳－

	受 付		決 定			
	前年度より	新 規	却 下	容 認	棄 却	計
健康保険	12	71	2	6	53	61
船員保険	0	0	0	0	0	0
厚生年金	130	348	27	21	295	343
国民年金	174	415	15	34	410	459
合 計	316	834	44	61	758	863

－各県別受付・処理（取下・移送・決定）内訳－

	受 付		処理件数		
	前年度より	新 規	被用者	国年	合計
福 岡	94	288	164	141	305
佐 賀	21	51	25	35	60
長 崎	37	85	37	59	96
熊 本	33	88	55	38	93
大 分	16	73	41	29	70
宮 崎	23	54	27	38	65
鹿児島	46	80	55	58	113
沖 縄	46	115	48	78	126
合 計	316	834	452	476	928

健康福祉課

健康福祉課

健康福祉課は、各種補助金等の交付に関する業務、民生委員・児童委員の委嘱、解嘱、表彰に関する業務、各種養成施設の指定・監督に関する業務等を行っています。

1 補助金等の交付に関する業務（公衆衛生の向上および増進に係る経費に関する事務）

(1) 業務内容

地方自治体等に対する以下の補助金等の交付に関する業務を行っています。

<事務の内容>

- ・前年度の確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定および精算（返納または精算交付）
- ・当該年度の（当初）交付決定
交付申請書の審査および交付決定
- ・当該年度の（変更）交付決定
変更交付申請書の審査および変更交付決定
- ・過年度の再確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定および精算（返納または精算交付）

① 結核医療費国庫負担金

ア 交付目的

都道府県、保健所を設置する政令市および特別区が行う就業制限・命令入所患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防および結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 11 政令市（地域保健法施行令第 1 条に定める市）

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県および北九州、福岡、久留米、大牟田、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

② 結核医療費国庫補助金

ア 交付目的

都道府県、保健所を設置する政令市および特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防および結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 11 政令市（地域保健法施行令第 1 条に定める市）

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県および北九州、福岡、久留米、大牟田、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

③ 原爆被爆者健康診断費交付金

ア 交付目的

都道府県、広島市、長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付す

ることにより、被爆者の健康の保持および向上を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 1 市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県および長崎市

④ 原爆被爆者手当交付金

ア 交付目的

都道府県、広島市、長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当や原子爆弾小頭症手当の手当支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 1 市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県および長崎市

⑤ 原爆被爆者葬祭料交付金

ア 交付目的

都道府県、広島市、長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。

イ 交付対象

8 県 1 市

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県および長崎市

⑥ 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

地域保健法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づき、地方公共団体等が行う施設整備および設備整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の健康増進、疾病の予防や治療、食肉の衛生の確保を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

⑦ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

保健所等の保健衛生施設、原爆被爆者保健福祉施設等の原爆医療等施設、精神科病院等の精神保健等施設、食肉衛生検査施設、エイズ治療拠点病院等の施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関する整備のために交付されます。

(2) 業務実績

① 結核医療費国庫負担金

交付事務等実績

ア 平成 27 年度確定

8 県 11 政令市

交付確定額

334,208,150 円

返納額

42,522,725 円

精算交付額

14,946,119 円

イ 平成 28 年度当初交付決定

8 県 11 政令市

	交付決定額	239,749,500 円
ウ	平成 28 年度変更交付決定	
	7 県 7 政令市（宮崎県、福岡市、熊本市、久留米市及び長崎市以外）	
	一部取消額	0 円
	追加交付額	80,137,533 円
②	結核医療費国庫補助金	
	交付事務等実績	
ア	平成 27 年度確定	
	8 県 11 政令市	
	交付確定額	25,590,773 円
	返納額	1,114,897 円
	精算交付額	1,529,727 円
イ	平成 28 年度当初交付決定	
	8 県 11 政令市	
	交付決定額	21,439,200 円
ウ	平成 28 年度変更交付決定	
	5 県 9 市（佐賀県、長崎県、宮崎県、久留米市及び大牟田市以外）	
	一部取消額	0 円
	追加交付額	10,674,058 円
③	原爆被爆者健康診断費交付金	
	交付事務等実績	
ア	平成 27 年度確定	
	8 県 1 市	
	交付確定額	703,460,262 円
	返納額	51,614,378 円
	精算交付額	226,413 円
イ	平成 28 年度当初交付決定	
	8 県 1 市	
	交付決定額	871,904,762 円
ウ	平成 28 年度変更交付決定	
	4 県（佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県の各県） 1 市	
	一部取消額	18,729,875 円
	追加交付額	0 円
④	原爆被爆者手当交付金	
	交付事務等実績	
ア	平成 27 年度確定	
	8 県 1 市交付確定額	26,000,948,716 円
	返納額	215,890,521 円
	精算交付額	84,399 円
イ	平成 28 年度当初交付決定	
	8 県 1 市	
	交付決定額	25,619,472,542 円
ウ	平成 28 年度変更交付決定	

8 県 1 市	
一部取消額	594,788,473 円
追加交付額	2,456,248 円

⑤ 原爆被爆者葬祭料交付金

交付事務等実績

ア 平成 27 年度確定

8 県 1 市	
交付確定額	598,620,065 円
返納額	1,504,335 円
精算交付額	56,545,014 円

イ 平成 28 年度当初交付決定

8 県 1 市	
交付決定額	607,789,494 円

ウ 平成 28 年度変更交付決定

6 県 1 市 (佐賀県及び鹿児島県以外)	
一部取消額	4,123,889 円
追加交付額	17,708,193 円

⑥ 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

管内において平成 28 年度に補助を行った事業区分および施設数

ア 保健衛生施設等施設整備費補助金

- ・ 第 2 種感染症指定医療機関 3 件 (福岡県、長崎県、宮崎県)
- ・ 原爆医療施設 2 件 (長崎県、長崎市)
- ・ 農村検診センター 1 件 (鹿児島県)

イ 保健衛生施設等設備整備費補助金

- ・ 食肉衛生検査所 (BSE 検査キット) 12 件 (21 施設)
 ※1 施設 (福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、沖縄県、北九州市、福岡市、佐世保市、鹿児島市)、2 施設 (長崎県)、4 施設 (宮崎県)、6 施設 (鹿児島県)
- ・ 食肉衛生検査所 (その他の設備) 7 件 (10 施設)
 ※1 施設 (福岡県、長崎県、熊本県、大分県、福岡市、佐世保市)、4 施設 (鹿児島県)
- ・ 市場衛生検査所 2 件 (北九州市、福岡市)
- ・ エイズ治療拠点病院 (その他の設備) 9 件 (福岡県 6 件、長崎県 3 件)
- ・ マンモグラフィ検診実施機関 3 件 (福岡県 3 件)
- ・ 難病医療拠点・協力病院 1 件 (沖縄県)
- ・ 第 2 種感染症指定医療機関 (初度設備) 1 件 (長崎県)
- ・ 第 2 種感染症指定医療機関 (その他設備) 3 件 (熊本県)
- ・ 感染症外来協力医療機関 30 件
 ※大分県 14 件、熊本県 7 件、宮崎県 1 件、沖縄県 8 件)
- ・ 新型インフルエンザ患者入院医療機関 68 件
 ※長崎県 22 件、熊本県 25 件、大分県 8 件、宮崎県 3 件、沖縄県 10 件

交付事務等実績

ア 平成 28 年度当初交付決定額

・保健衛生施設等施設整備費補助金	7 件	1,160,694 千円
・保健衛生施設等設備整備費補助金	117 件	151,727 千円

イ 平成 28 年度変更交付決定

・保健衛生施設等施設整備費補助金		
一部取消額	0 件	0 千円
追加交付額	0 件	0 千円
・保健衛生施設等設備整備費補助金		
一部取消額	10 件	3,958 千円
追加交付額	14 件	7,292 千円

ウ 繰越事務（平成 28 年度から平成 29 年度への繰越（地方繰越））

3 件（長崎県 1 件、大分県 1 件、長崎市 1 件）

⑦ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

※熊本地震に係る災害復旧の詳細は 49 頁参照。

2 補助金等の交付に関する業務（福祉分野に係る義務的経費に関する事務）

(1) 業務内容

地方自治体等に対する以下の補助金等の交付に関する業務を行っています。

<事務の内容>

- ・前年度の確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定および精算（返納または精算交付）
- ・当該年度の（当初）交付決定
交付申請書の審査および交付決定
- ・当該年度の（変更）交付決定
変更交付申請書の審査および変更交付決定
- ・過年度の再確定
事業実績報告書の審査、補助金等の確定および精算（返納または精算交付）

① 児童入所施設措置費等国庫負担金

ア 交付目的

児童福祉法に基づき、都道府県および市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）における同法第 27 条第 1 項第 3 号による施設等への入所または委託、同法第 22 条第 1 項による助産の実施、同法第 23 条第 1 項による母子保護の実施、同法第 33 条第 1 項と第 2 項による児童の一時保護業務および第 33 条の 6 第 1 項による児童自立生活援助事業の実施等に係る費用の一部を負担することにより、同法第 45 条の最低基準を維持することを目的としています。

イ 交付対象

都道府県、市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）

② 保育所運営費国庫負担金

ア 交付目的

児童福祉法に基づき、市町村における都道府県および市町村以外の者の設置する保育所に対する保育を行うことに要する費用に係る一部を負担することに

より、保育所において保育に欠ける等の児童に対して保育の実施を図ることを目的としています。この負担金は、平成 27 年度から内閣府へ移管され、厚生局では実績報告書の受理および額の確定事務のみ行っています。

イ 交付対象
市町村

③ 特別児童扶養手当事務取扱交付金

ア 交付目的

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、都道府県および市町村における特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することを目的としています。

イ 交付対象
都道府県、市町村

④ 特別障害者手当等給付費国庫負担金

ア 交付目的

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、都道府県および市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）における特別障害者手当、障害児福祉手当および福祉手当（経過措置分）等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神または身体に重度の障害を有する者等の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象
都道府県、市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）

⑤ 児童扶養手当給付費国庫負担金

ア 交付目的

児童扶養手当法に基づき、都道府県および市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）における児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 交付対象
都道府県、市町村（福祉事務所未設置町村は除く。）

⑥ 婦人保護事業費負担（補助）金

ア 交付目的

売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県における婦人相談所による一時保護および運営事業の実施、婦人保護施設による運営事業の実施等に係る費用の一部を負担（補助）することにより、同法に規定される要保護女子等を保護することを目的としています。

イ 交付対象
都道府県

(2) 業務実績

① 児童入所施設措置費等国庫負担金

ア 平成 27 年度確定
8 県 105 市町

	交付確定額	14,655,802,512 円
	返納額	143,424,462 円
	追加交付額	62,344,806 円
イ	平成 28 年度（当初）交付決定 8 県 109 市町	
	交付総額	12,653,963,113 円
ウ	平成 28 年度（変更）交付決定 8 県 106 市町	
	一部取消額	1,571,428 円
	追加交付額	2,198,477,625 円
エ	平成 23～26 年度の再確定 4 県 4 市	
	返納額	16,051,271 円
	追加交付額	108,570 円
②	保育所運営費国庫負担金	
ア	平成 22～26 年度の再確定 13 市町村	
	返納額	18,865,240 円
	追加交付額	31,710 円
③	特別児童扶養手当事務取扱交付金	
ア	平成 27 年度の確定 8 県 264 市町村	
	交付確定額	124,049,471 円
	返納額	5,404,382 円
	追加交付額	25,378 円
イ	平成 28 年度（当初）交付決定 8 県 267 市町村	
	交付総額	130,128,912 円
ウ	平成 28 年度（変更）交付決定 8 県 267 市町村	
	一部取消額	535,759 円
	追加交付額	5,599,366 円
④	特別障害者手当等給付費国庫負担金	
ア	平成 27 年度の確定 8 県 121 市町	
	交付確定額	4,647,947,032 円
	返納額	16,757,692 円
	追加交付額	6,531,585 円
イ	平成 28 年度（当初）交付決定 8 県 121 市町	
	交付総額	3,867,147,000 円
ウ	平成 28 年度（変更）交付決定	

8 県 121 市町		
追加交付額		875,103,048 円
⑤ 児童扶養手当給付費国庫負担金		
ア 平成 27 年度の確定		
8 県 121 市町		
交付確定額		26,979,124,599 円
返納額		67,780,731 円
追加交付額		21,632,970 円
イ 平成 28 年度（当初）交付決定		
8 県 121 市町		
交付総額		22,818,051,000 円
ウ 平成 28 年度（変更）交付決定		
8 県 121 市町		
追加交付額		4,452,735,101 円
エ 平成 25 年度の再確定		
1 県		
返納額		116,700 円
⑥ 婦人保護事業費負担（補助）金		
ア 平成 27 年度の確定		
8 県		
交付確定額		283,954,346 円
返納額		12,643,430 円
イ 平成 28 年度（当初）交付決定		
8 県		
交付総額		265,935,000 円
ウ 平成 28 年度（変更）交付決定		
8 県		
一部取消額		27,662 円
追加交付額		45,054,193 円

3 補助金等の交付に関する業務（福祉分野に係る施設整備等に関する事務）

3-1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する補助金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

生活保護法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として交付されます。

② 交付対象

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市等が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

<事務の内容>

- ・申請書の受理および交付決定
- ・実績報告書の受理および額の確定
- ・事業内容変更申請の受理および承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理および指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

551 件 (8 県 9 市)

2,965,710 千円

3-2 沖縄振興公共投資交付金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する交付金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として交付されます。

② 交付対象

沖縄県が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

<事務の内容>

- ・申請書の受理および交付決定
- ・実績報告書の受理および額の確定
- ・事業内容変更申請の受理および承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理および指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

3 件 (1 県)

10,868 千円

3-3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

(1) 業務内容

地方自治体等に対する交付金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充て、地域における公的介護施設等の施設の整備事業を推進することを目的として交付されます。

② 交付対象

市町村または市町村整備計画に基づく法人等

<事務の内容>

- ・計画書の受理および進達
- ・申請書の受理および交付決定
- ・実績報告書の受理および額の確定
- ・事業内容変更申請の受理および承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理および指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

188 件（120 市町村） 908,334 千円

地域介護・福祉空間整備推進交付金

202 件（166 市町村） 635,883 千円

3-4 次世代育成支援対策施設整備交付金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する交付金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、県および市町村が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等の整備に要する経費に充て、次世代育成支援対策を推進することを目的として交付されます。

② 交付対象

都道府県、市町村または整備計画に基づく社会福祉法人等

<事務の内容>

- ・申請書の受理および交付決定
- ・実績報告書の受理および額の確定
- ・事業内容変更申請の受理および承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理および指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

71 件（7 県 6 市） 1,121,137 千円

3-5 保育所等整備交付金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する交付金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために地方自治体が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等の整備に要する経費に充て、保育所待機児童の解消を図ることを目的として交付されます。

② 交付対象

指定都市、中核市または市町村が策定する市町村整備計画に基づく社会福祉法人等

<事務の内容>

- ・申請書の受理および交付決定
- ・実績報告書の受理および額の確定
- ・事業内容変更申請の受理および承認
- ・繰越に係る事業内容変更申請の受理および指示書の作成

(2) 業務実績

交付決定額

341 件（91 市町） 12,863,108 千円

3-6 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

(1) 業務内容

地方自治体等に対する補助金の交付に関する業務を行っています。

① 交付目的

生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、介護保険法、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関する整備のために交付されます。

② 交付対象

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市等が行う補助事業の交付の対象となる社会福祉法人等

(2) 業務実績

① 平成 28 年熊本地震

交付決定額（精算交付を含む。）

156 件（5 県市） 391,421 千円

※熊本地震に係る災害復旧の詳細は 49 頁参照。

② 6 月豪雨

精算交付決定額

1 件（1 県） 1,217 千円

③ 台風 16 号

精算交付決定額

1 件（1 県） 2,666 千円

4 財産処分に関する業務

4-1 財産処分に関する承認等業務

(1) 業務内容

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準およびその特例に基づき、「転用」や「譲渡」、「貸付」、「交換」といった補助財産の有効活用、補助目的を達した補助財産の「取壊し」や「廃棄」（新たに代替施設（設備）を整備することを目的とした場合あり）等を承認しています。

<事務の内容>

- ・財産処分報告書の受理
- ・財産処分の承認
- ・財産処分完了報告書の受理（国庫納付を通知する場合あり）

(2) 業務実績

- | | |
|----------------|------|
| ① 財産処分報告書の受理 | 81 件 |
| ② 財産処分の承認 | 54 件 |
| ③ 財産処分完了報告書の受理 | 20 件 |

(3) 財産処分の種類別承認（報告書の受理）件数

- | | |
|------|------|
| ① 転用 | 55 件 |
|------|------|

② 有償譲渡	14 件
③ 無償譲渡	27 件
④ 交換	0 件
⑤ 有償貸付	1 件
⑥ 無償貸付	6 件
⑦ 取壊し	26 件
⑧ 廃棄	2 件
⑨ 抵当権の設定	4 件（交付決定時に承認したものを除く）

4-2 財産処分の手続等に関する周知

(1) 業務内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準及びその特例に基づき、都道府県、市町村、社会福祉法人等の補助事業者から提出される財産処分の承認申請手続等における留意点や必要書類等について説明会を実施しています。

(2) 業務実績

平成 28 年度は熊本地震災害復旧対応のため、実施を見送りました。

5 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱、表彰に関する業務

(1) 業務内容

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、および必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることとされており、都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む）からの推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱します。

また、児童委員は児童福祉法第 16 条の規定により民生委員を児童委員とみなすこととされています。

<事務の内容>

- ・委嘱および解嘱
- ・厚生労働大臣感謝状の授与
- ・厚生労働大臣表彰等に関する被表彰者推薦調書の受理および審査等

(2) 業務実績

平成 28 年度においては、随時の委嘱等のほか 3 年ごとに行う一斉改選があり、民生委員・児童委員の委嘱を 30,685 件、解嘱を 453 件、感謝状の授与を 6,424 件行いました。

(3) 民生委員・児童委員の状況

(平成29年3月31日現在)

県・市	定数	現員数	欠員数
福 岡 県	4,103	3,966	137
佐 賀 県	1,919	1,902	17
長 崎 県	1,822	1,782	40
熊 本 県	2,549	2,485	64
大 分 県	1,871	1,850	21

宮崎県	1,698	1,668	30
鹿児島県	2,932	2,881	51
沖縄県	1,790	1,504	286
北九州市	1,316	1,275	41
福岡市	2,300	2,197	103
久留米市	491	480	11
長崎市	920	882	38
佐世保市	561	544	17
熊本市	1,299	1,242	57
大分市	774	758	16
宮崎市	689	663	26
鹿児島市	960	946	14
那覇市	427	360	67
合計	28,421	27,385	1,036

6 主任児童委員の指名に関する業務

(1) 業務内容

主任児童委員は、児童委員の行う職務について児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行う者として児童委員の中から指名されます。

指名解除は、主任児童委員としての職を解除し、通常の児童委員に戻る制度です。主任児童委員が児童委員としても解嘱される際は、児童委員の解嘱と同時に主任児童委員も解嘱されることとなります。

<事務の内容>

- ・都道府県、指定都市、中核市からの指名・指名解除の推薦内容の審査
- ・指名・指名解除の決定通知の送付

(2) 主任児童委員の状況

(平成29年3月31日現在)

県・市	定数	被指名者数
福岡県	429	422
佐賀県	211	210
長崎県	194	190
熊本県	228	225
大分県	214	213
宮崎県	174	172
鹿児島県	206	206
沖縄県	150	140
北九州市	266	259
福岡市	196	193
久留米市	84	82
長崎市	92	90
佐世保市	68	67
熊本市	153	147

大 分 市	91	87
宮 崎 市	54	51
鹿 児 島 市	100	100
那 覇 市	32	31
合計	2,942	2,885

7 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等に関する厚生労働省が所管する事業の促進、改善、調整に関する業務

7-1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(1) 業務内容

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書や定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書や定期報告書は、厚生労働本省へ送り、厚生労働本省において保存されています。

(2) 業務実績

- | | |
|-------------|-------|
| ① 中長期計画書の受理 | 128 件 |
| ② 定期報告書の受理 | 127 件 |

7-2 地球温暖化対策の推進に関する法律

(1) 業務内容

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送り、厚生労働本省において保存されています。

(2) 業務実績

- | | |
|-----------------|-----|
| 温室効果ガス排出量報告書の受理 | 8 件 |
|-----------------|-----|

7-3 その他

(1) 業務内容

- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に関する報告および立入検査業務
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する報告および立入検査業務
- ・ 中小企業等経営強化法に関する報告および立入検査業務

(2) 業務実績

平成 28 年度における実績はありませんでした。

8 感染症法に規定する三種病原体の所持または輸入の届出等に関する業務

(1) 業務内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による病原体等の所持等を規制する制度として、三種病原体の所持、輸入等について届出が必要であり、管内 8 県の三種病原体の所持者からの所持等の届出等の受理事務および三種病原体

の所持者（輸入者）の施設への立入検査（現地確認調査）等に関する業務を行っています。

(2) 業務実績

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 所持の届出の受理 | 2 件 |
| ② 所持の変更届出の受理 | 4 件 |
| ③ 三種病原体所持施設への立入検査 | 6 件 |

9 特定感染症指定医療機関の監督に関する業務

(1) 業務内容

新感染症等の患者に係る医療を行う特定感染症指定医療機関に対する報告請求および検査を行うものです。

(2) 業務実績

現在、当局管内には、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関がないため、業務実績はありません。

(参考)

① 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者または一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、ラッサ熱など）もしくは二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリアなど）の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1) 独立行政法人国立国際医療研究センター病院 | 4 床（東京都） |
| 2) 地方独立行政法人りんくう総合医療センター | 2 床（大阪府） |
| 3) 成田赤十字病院 | 2 床（千葉県） |
| 4) 常滑市民病院 | 2 床（愛知県） |

② 第一種感染症指定医療機関（管内）

一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、ラッサ熱など）もしくは二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリアなど）の患者の入院を担当させる医療機関として県知事が指定した病院。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1) 独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター | 2 床（福岡県） |
| 2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 | 2 床（佐賀県） |
| 3) 長崎大学病院 | 2 床（長崎県） |
| 4) 熊本市立熊本市市民病院 | 2 床（熊本県） |
| 5) 大分県立病院 | 2 床（大分県） |
| 6) 宮崎県立宮崎病院 | 1 床（宮崎県） |
| 7) 鹿児島大学病院 | 1 床（鹿児島県） |
| 8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター | 2 床（沖縄県） |
| 9) 琉球大学医学部附属病院 | 2 床（沖縄県） |

③ 第二種感染症指定医療機関

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計	全国
指定医療機関数	12	5	9	10	8	7	12	6	69	340
指定病床数	64	22	36	46	38	30	44	20	300	1,701

10 クリーニング業法に係る指定試験機関の指定・監督に関する業務、クリーニング師の試験に関する学力の認定に関する業務

(1) 業務内容

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は、衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識や技能について年1回以上試験を行っています。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

地方厚生局においては、試験機関の指定、試験事務規程および事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

(2) 業務実績

平成28年度における指定等の実績はありませんでした。
また、受験資格に関する学力認定の実績はありませんでした。

11 児童福祉法による緊急時の事務執行に関する業務

(1) 事業内容

児童福祉法に規定する指定医療機関等に対して、報告徴収や立入検査等の業務を行います。

(2) 事業実績

平成28年度においては、特に実績はありませんでした。

12 生活保護法に規定する指定医療機関等の指定・監督等に関する業務

12-1 指定医療機関、指定介護機関の指定・監督に関する業務

(1) 業務内容

国の開設した病院や診療所または薬局を生活保護法にいう医療扶助を担当させる機関として指定等を行います。

また、国の開設した介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護療養型医療施設について、生活保護法による介護扶助のための在宅介護や在宅介護支援計画の作成または施設介護を担当させる機関として指定します。

(2) 業務実績

平成28年度においては、14医療機関について、改正後の生活保護法に基づく指定を行いました。

(管内指定医療機関増減の状況)

	27年度末	28年度末	増減
機関数	60	60	0

(3) 所管指定医療機関の状況

(平成29年3月31日現在)

県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
医療機関数	13	7	6	10	7	5	7	5

12-2 医療扶助の適正化の監査に関する業務

(1) 業務内容

生活保護法の規定により、都道府県および市町村が行う施行事務のうち、医療扶助の適正化に関する実施状況等について確認・指導をする等の業務を行います。

(2) 業務実績

平成 28 年度においては、自立支援医療の適用状況、向精神薬における重複処方の改善状況等について、8 県 10 政令市・中核市に対して実施しました。

※福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県および北九州、福岡、久留米、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇の各市

12-3 指定医療機関への指導等に関する業務

(1) 業務内容

指定医療機関に対する指導検査等の選定基準や事務手続きの明確化、厚生局と地方自治体が連携して行う共同指導の実施等について、一定程度の標準化を図ることを目的に、地方自治体における指導等の実施状況を確認する業務を行います。

(2) 業務実績

平成 28 年度は、熊本県における指定医療機関への個別指導の状況調査を実施しました。

13 あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定および監督に関する業務

あん摩マッサージ指圧師は、あん摩マッサージ指圧師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

あん摩は、あん摩マッサージ指圧師の施術者の独占業務ですが、施術者は外科手術や投薬を行うことを禁じられており、脱臼、骨折の患部に施術する場合は、医師の同意を得なければなりません。

あん摩マッサージ指圧師試験を受験するためには、文部科学大臣が指定した学校や厚生労働大臣が指定した養成施設において、3 年以上必要な知識および技能を修得し卒業する方法などがあります。

(1) 業務内容

主な業務としては、養成施設の新規指定、定員等の変更に係る指定内容の変更承認や学則の変更等に係る届出の受理および定期報告の審査を行っています。

(2) 業務実績

- ① 新たな指定はありませんでした。
- ② 教育課程等の変更承認を 1 件受理しました。

(3) 所管指定養成施設の状況

① 指定養成施設の増減の状況

	27年度末	28年度末	対前年増減
養成施設数	2	2	0
課程数	2	2	0

② 管内指定養成施設の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
養成施設数	1	0	0	0	0	0	1	0
課程数	1	0	0	0	0	0	1	0

14 栄養士養成施設、管理栄養士養成施設の指定および監督に関する業務

栄養士は、厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識および技能を修得し卒業した者が栄養士として登録を受け、都道府県知事から免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導を行う者をいいます。

管理栄養士は、管理栄養士国家試験に合格し、厚生労働大臣より登録を受けた者が免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理およびこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う者をいいます。

管理栄養士国家試験を受験するためには、修業年限が4年の文部科学大臣が指定した学校や厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後受験する方法や修業年限が2年の養成施設を卒業し、栄養士の免許を受けた後、厚生労働省が定める施設で3年以上栄養の指導に従事する方法などがあります。

(1) 業務内容

主な業務としては、養成施設の新規指定、定員等の変更に係る指定内容の変更承認や設置者の変更等に係る届出の受理を行っています。

(2) 業務実績

(栄養士養成施設)

- ① 教育内容ごとの単位数および履修方法等に係る指定内容の変更に伴う承認を4件実施しました。
- ② 代表者の変更等の届出を1件受理しました。

(管理栄養士養成施設)

- ① 教育内容ごとの単位数および履修方法に係る指定内容の変更に伴う承認を1件実施しました。
- ② 代表者の変更等の届出を1件受理しました。

(3) 所管指定養成施設の状況

① 指定養成施設の増減の状況

	27年度末	28年度末	対前年増減
養成施設数	(14)	(14)	(0)
	36	36	0
課程数	(14)	(14)	(0)
	36	36	0

② 管内指定養成施設の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
養成施設数	(5) 13	(1) 3	(3) 5	(2) 3	(1) 4	(1) 1	(1) 6	(0) 1
課程数	(5) 13	(1) 3	(3) 5	(2) 3	(1) 4	(1) 1	(1) 6	(0) 1

注：上段（ ）内は管理栄養士養成施設の再掲

15 食鳥処理衛生管理者の資格の認定に関する業務

食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないこととされています。

(1) 業務内容

食鳥処理衛生管理者の資格に関し、学校教育法第 57 条に規定する者と同等以上の学力を有することについて審査し、認定する業務を行っています。

(2) 業務実績

平成 28 年度における実績はありませんでした。

16 社会福祉士養成に関する業務

社会福祉士は、社会福祉士国家試験に合格した者が登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上的の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、援助等を行う者または福祉サービス関係者等との相談援助を行う者をいいます。

社会福祉士国家試験を受験するためには、福祉系の大学等において指定科目を履修し卒業して受験するほかに、社会福祉士養成施設を卒業して受験する方法等があります。

(1) 業務内容

主な業務としては、大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認および届出の受理を行っています。なお、養成施設の指定等に関する業務は、平成 27 年 4 月 1 日から施設の所在地を管轄する都道府県に移譲されました。

(2) 業務実績

学則変更に伴う届出を 62 件受理しました。

(3) 社会福祉に関する指定科目履修校の状況

33 校 48 課程 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

17 介護福祉士養成施設の指定および監督に関する業務

介護福祉士は、介護福祉士養成施設を卒業した者や介護福祉士国家試験に合格した者が登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、身体上または精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行う者をいいます。

(1) 業務内容

主な業務としては、介護福祉士学校、福祉系高等学校および実務者養成学校（以下「学校」という。）の新規指定、定員等の変更に係る承認、届出の受理を行っています。なお、学校以外の養成施設の指定等に関する業務は、平成 27 年 4 月 1 日から施設の所在地を管轄する都道府県に移譲されました。

(2) 業務実績

- ①新たに 1 校 1 課程の新規指定を実施しました。
- ②申請により 2 校 2 課程の指定の取消を実施しました。
- ③定員増等の指定内容の変更承認を 4 件実施しました。
- ④学則変更等に伴う届出を 93 件受理しました。

(3) 所管養成施設の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
養成施設数	(1) 14	(1) 6	(0) 7	(0) 9	(0) 6	(0) 8	(0) 11	(0) 2
課程数	(1) 16	(1) 7	(0) 7	(0) 9	(0) 6	(0) 8	(0) 11	(0) 2

注：上段（ ）内は介護福祉士実務者養成施設の再掲

18 各種講習会の登録等に関する業務

18-1 介護技術講習会の届出に関する業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と 3 年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

(2) 業務実績

平成 28 年度の実績はありませんでした。

18-2 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出に関する業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

(2) 業務実績

平成 28 年度は、介護教員講習会の届出が 1 件ありました。

18-3 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出に関する業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

(2) 業務実績

平成 28 年度は、社会福祉士実習指導者講習会の届出が 8 件、介護福祉士実習指導者講習会の届出が 23 件ありました。

18-4 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出に関する業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則、「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

(1) 業務内容

届出書を受理し、その内容の確認と講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

(2) 業務実績

平成 28 年度は、実務者研修教員講習会の届出が 147 件、医療的ケア教員講習会の届出が 417 件ありました。

19 平成 28 年熊本地震災害復旧費国庫補助金の交付に関する業務

九州厚生局においては、熊本地震により被災した保健衛生施設等および社会福祉施設等は 680 余と管内自治体から報告を受けたため、速やかに災害復旧費に係る実地調査を開始し、補助金の早期執行を図ることとしました。なお、国においては、早期災害復旧に向けての予算措置および本補助金に係る法令通知等が次のとおり整備されました。

・ 4 月 26 日公布・施行

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二百七号）

・ 10 月 11 日成立

平成 28 年度第二次補正予算

- ・ 11月7日通知
平成28年度保健衛生施設等災害復旧費の国庫補助について
- ・ 平成29年2月21日通知
「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の一部改正について
- ・ 平成29年3月2日通知
平成28年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について
- ・ 平成29年3月10日告示
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十八年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第一号）

(1) 実地調査の迅速化・効率化

厚生労働本省から6月24日に「平成28年熊本地震により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査について」が通知され、机上調査対象の拡大（1箇所の申請額を「200万円未満」から「1億円未満」に引き上げる。）等の簡素化が図られました。さらに、8月3日には建物等の復旧に係る新（改）築単価の算出根拠となる見積書の徴取について、業者数の要件緩和（最低でも「3社以上」を「2社以上」に変更。）等が行われました。

(2) 業務実施体制の整備

① 応援態勢の整備

7月4日および8月15日に九州厚生局職員20人に対し健康福祉課の併任発令を行うとともに、8月1日から期間業務職員2人を雇用しました。さらに、繁忙期における全国の厚生（支）局からの派遣を要請しました。

② 班体制の整備

各業務の担当班を設置し、健康福祉部内会議室を専用事務室として整備しました。

- ・ 総括班：厚生労働本省、九州財務局及び被災自治体との連絡調整事務を担当。
- ・ 調査班：被災自治体等へ赴き、実地調査を行う。
- ・ 執行班：補助金の交付等に係る事務を担当。

(3) 実地調査の実施

熊本県、熊本市および九州財務局との調整の結果、熊本県内被災施設について、7月下旬から熊本県庁内会議室において机上調査を開始しました。8月中旬からは熊本市内被災施設について、熊本市役所内会議室等での机上調査も同時に実施することが可能となり、他の自治体被災施設を含めての調査計画を月ごとに策定して調査を進めました。

平成28年度は、現地調査（1箇所の申請額が1億円を超えるもの）を含め7月25日から平成29年3月22日までの間、保健衛生施設等について29件、社会福祉等について510件の調査を実施し、調査決定額の合計は5,962,571千円となりました。

①保健衛生施設等

- ・ 保健所等
7件（熊本県、熊本市） 54,493千円
- ・ 精神科病院等
19件（熊本県、熊本市） 471,047千円
- ・ その他

3 件（熊本県、熊本市） 82,993 千円

(注) 保健所等には市町村保健センターを含む。また、精神科病院等には精神科デイ・ケア施設を含む。

②社会福祉施設等

・社会福祉施設		
75 件（熊本県、大分県、熊本市）		1,327,636 千円
・介護保険施設		
223 件（福岡県、熊本県、大分県、熊本市、大分市）		2,467,080 千円
・児童福祉施設		
212 件（熊本県、大分県、熊本市）		1,559,322 千円

(4) 補助金の執行（交付決定及び精算確定）

交付決定等は、平成 29 年 2 月 28 日から 3 月 28 日までの間、保健衛生施設等について 14 件、社会福祉施設等について 156 件を行い、交付決定額（精算確定を含む。）の合計は 526,760 千円となりました。なお、復旧工事の未着手等の理由により年度内に執行できない施設については予算の繰越が行われ、平成 29 年度に交付決定等を行うこととしています。

①保健衛生施設等

・保健所等		
(4)	(3,568)	
7 件（熊本県、熊本市）		32,048 千円
・精神科病院等		
(2)	(25,733)	
4 件（熊本県、熊本市）		49,195 千円
・その他		
3 件（熊本県、熊本市）		54,096 千円

(注 1) 保健所等には市町村保健センターを含む。また、精神科病院等には精神科デイ・ケア施設を含む。

(注 2) 上段()書きは交付決定と同時に精算確定を行った施設の再掲である。

②社会福祉施設等

・社会福祉施設		
(30)	(90,490)	
35 件（熊本県、大分県、熊本市）		113,672 千円
・介護保険施設		
(61)	(163,151)	
61 件（福岡県、熊本県、大分県、熊本市、大分市）		163,151 千円
・児童福祉施設		
(53)	(101,487)	
60 件（熊本県、大分県、熊本市）		114,598 千円

(注) 上段()書きは交付決定と同時に精算確定を行った施設の再掲である。

医 事 課

医事課

医事課は、医療安全に関する業務、医師および歯科医師の臨床研修に関する業務、医師確保に関する業務、医療観察に関する業務、再生医療等安全性確保法に関する業務、医薬品等の製造業等の許可および取締りに関する業務、毒物および劇物の製造業および輸入業の登録および取締りに関する業務、原因不明の健康危機への対応、看護師の特定行為研修に関する業務等を行っています。

1 医療安全に関する業務

(1) 業務内容

11月下旬の医療安全推進週間にあわせて、医療安全の普及活動の一環として、平成14年度から、病院の管理者や医療安全管理者を対象とした「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

また、管内の医療機関や地方自治体における医療安全に向けた取組の状況把握等も行っています。

(2) 業務実績

① 医療安全に関するワークショップの開催

平成28年度は、「施行一年の医療事故調査制度とこれからの医療安全」をテーマとして、医療事故調査制度を取り巻く状況について、事故調査に関わっている機関・関係団体や事故分析、患者の立場の視点も交えた講演を企画し、医療事故調査の現状や課題について情報を得たり考える機会となるようにしました。また、これからの医療安全管理として、高齢社会を踏まえた施設環境について工学的な視点からの講演、医療者に望むこと等についての講演、患者の立場から医療者に期待することについての講演をしていただきました。

なお、沖縄サテライト会場については、沖縄県看護協会看護研修センターを使用し、福岡会場から質の良い画像・音声通信による中継を実施しました。

開催日：平成28年11月17日（木）

開催場所：福岡国際会議場 メインホールおよび501～503号室
 沖縄サテライト会場 沖縄県看護協会看護研修センター

受講者数：福岡国際会議場 1,080名
 沖縄サテライト会場 140名

【内 容】

テーマ：「施行一年の医療事故調査制度とこれからの医療安全」

司 会：九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座
 准教授 鮎澤 純子

講 演：ア 「事故調査制度を取り巻く状況 施行1年をふまえて」
 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 室長 名越 究
 イ 「報告事例の概要と医療事故・調査支援センターの活動」
 医療事故・調査支援センター
 日本医療安全調査機構 常務理事 木村 壯介
 ウ 「事故調査制度における支援団体の活動」
 公益社団法人福岡県医師会 副会長 上野 道雄

- エ 「医療事故調査－行動分析に焦点をあてて－」
自治医科大学医学部 教授
メディカルシミュレーションセンター センター長
河野 龍太郎
- オ 「医療安全に対する患者の立場からの思い」
NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
山口 育子
- カ 「院内事故調査の現状と課題」
公益社団法人福岡県医師会 副会長 上野 道雄
- キ 「施設環境と安全管理－高齢社会を背景とした環境の考え方－」
工学院大学建築学部建築デザイン学科 教授 筧 淳夫
質疑・意見交換・まとめ

② 医療安全に関する各種取組状況の把握

ア 特定機能病院における院内事故報告や院内事故調査等の医療安全の取組状況の把握

管内 11 施設における医療事故報告件数、院内事故調査委員会開催状況等を把握しました。

イ 管内各県医療安全支援センターの活動状況の把握

管内各県の医療安全推進協議会に参加し、連携を図りました。

2 医師および歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 業務内容

医師法第 16 条の 2 第 1 項および歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修について、新たに臨床研修を行おうとする病院（施設）からの申請（大学病院からの情報提供を含む）に基づき、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会および歯科医師臨床研修部会に向けて、申請内容が臨床研修病院（施設）の指定基準に合致しているか否かを審査しています。

また、臨床研修病院（施設）として指定された後に研修プログラムの変更等を行う場合にも、同様に指定基準に照らし合わせ審査を行っています。

臨床研修病院（施設）は常に指定基準を満たす必要があり、年 1 回（4 月末日が期限）の報告の受理や、変更等の届出の受理を行う一方で、実際に臨床研修病院（施設）に出向いてプログラム責任者・指導医・研修医（研修歯科医）と意見交換などを行い、医師臨床研修および歯科医師臨床研修が円滑に行われるよう、サポートしています。

(2) 業務実績

① 医師の臨床研修に関する業務

ア 業務別の件数

指定申請	プログラム 変更・新設	実地調査 意見交換	計
1件	112件	4件	124件

※ 医師臨床研修費補助金については、約 9 億円（111 件）を交付決定。

イ 平成 28 年度開始の研修プログラムに参加の臨床研修病院(相当大学病院)数

	相当大学病院		臨床研修病院		計
	基幹型相当	協力型相当	基幹型	協力型	
福岡県	6		39	61	106
佐賀県	1		5	11	17
長崎県	1		14	13	28
熊本県	1		12	48	61
大分県	1	1	11	34	47
宮崎県	1		6	36	43
鹿児島県	1		11	33	45
沖縄県	1		15	14	30
計	13	1	113	250	377

※ 上記病院数は実数であるため、複数の病院群において臨床研修を行っている臨床研修病院で、基幹型として指定されている病院については、基幹型として病院数を計上。

ウ 平成 29 年度から新たに臨床研修を行うこととなっている病院

- (i) 協力型臨床研修病院として臨床研修を行っている病院で、新たに基幹型臨床研修病院として臨床研修を開始する臨床研修病院
 - ・なし
- (ii) 新たに協力型として臨床研修を行うこととなっている病院
 - ・医療法人医和基会 戸畑総合病院（福岡県）

② 歯科医師の臨床研修に関する業務

ア 業務別の件数

指定申請	プログラム 変更・新設	実地調査 意見交換	計
0件	47件	4件	51件

イ 平成 28 年度開始の研修プログラムに参加の臨床研修施設(相当大学病院)数

	相当大学病院	臨床研修施設		計
		単独型	相当大学病院	
福岡県	6	4	1	11
佐賀県	1			1
長崎県	1		1	2
熊本県	1	2		3
大分県	1	1		2
宮崎県	1	2		3
鹿児島県	1			1
沖縄県	1	2		3
計	13	11	2	26

※ 上記施設数は実数であるため、複数の施設群において臨床研修を行っている臨床研修施設で、単独型（管理型）として指定されている施設については、単独型（管理型）として施設数を計上。

ウ 平成 29 年度から新たに単独型（管理型）として臨床研修を行うこととなっている施設
なし

3 医師確保に関する業務

(1) 業務内容

管内における医師確保対策についての情報収集や支援等を行っています。

(2) 業務実績

管内 8 県の医師不足・地域医療の現状、課題、実施している施策等を把握し対応策を検討するため、県医療対策協議会を傍聴し、地域医療の確保および医師確保に関する情報収集を行いました。

- ・平成 28 年 6 月 3 日（金） 福岡県地域医療支援センター運営委員会
- ・平成 29 年 3 月 21 日（火） 宮崎県地域医療対策協議会
- ・平成 29 年 3 月 31 日（金） 福岡県地域医療支援センター運営委員会

4 医療観察法に関する業務

(1) 業務内容

平成 17 年 7 月 15 日より施行された心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく対象者に対する入院決定の告知・執行（移送）、精神保健判定医等の名簿作成、指定医療機関の指定・指導監査、医療観察法に係る診療報酬明細書の審査等の業務を行っています。

(2) 業務実績

① 入院決定の告知・執行（移送）	35 件
② 指定通院医療機関の選定	
・医療観察法第 42 条第 1 項第 2 号の決定に基づくもの	3 件
・医療観察法第 51 条第 1 項第 2 号の決定に基づくもの	47 件
③ 指定入院医療機関の変更	4 件
④ 指定医療機関の指定	
・指定通院医療機関	14 施設
⑤ 指定医療機関の指導・監査	
・指定入院医療機関	5 施設
・指定通院医療機関	4 施設
⑥ 医療観察法にかかる診療報酬明細書の審査	2,914 件
⑦ 精神保健判定医等の名簿作成	
・精神保健判定医	139 名
・精神保健参与員	102 名
⑧ 指定通院医療機関研修（平成 29 年 1 月 23～24 日）	1 回

5 再生医療等安全性確保法に関する業務

(1) 業務内容

平成 26 年 11 月 25 日より施行された再生医療等安全性確保法により、再生医療等を提供する機関は、認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、再生医療等提供計画を、厚生労働省へ届け出ることとなりました。

地方厚生局においては、再生医療等のうち、第二種再生医療等（中リスク）および第三種再生医療等（低リスク）に係る再生医療等提供計画の届出受理、認定再生医療等委員会の認定及び特定細胞加工物製造の許可・届出受理等の業務を行っています。

(2) 業務実績

・再生医療等提供計画の届出	
受理	100 件
変更	90 件
中止	12 件
報告	264 件
・認定再生医療等委員会の認定	
認定	2 件
変更	10 件
廃止	1 件
更新	0 件
・特定細胞加工物製造の許可・届出	
許可・届出	32 件
変更	49 件
廃止	21 件
報告	311 件

6 医薬品等の製造業等の許可および取締りに関する業務

(1) 業務内容

管内の生物由来製品等の厚生労働大臣許可医薬品の承認・許可権限に係る事務手続き等を行っています。

(2) 業務実績

・許可、承認事項の件数	7 件
・変更届出事項等の件数	27 件

※ 平成 29 年 3 月現在、管内に医療機器の製造（輸入販売）業および医療機器の修理業の厚生労働大臣許可施設はありません。

7 毒物や劇物の製造業および輸入業の登録や取締りに関する業務

(1) 業務内容

管内の厚生労働大臣権限の毒物や劇物の製造業および輸入業に係る登録等の事務手続き等を行っています。

(2) 業務実績

毒物や劇物の製造業および輸入業に関する調査（内容確認）、登録業務

・新規登録	3件
・登録更新、登録変更申請等	18件
・取扱責任者の設置・変更届	9件
・品目および構造設備等の変更届	17件
・その他の届出	6件
・廃止届	3件

8 原因不明の健康危機への対応

(1) 業務内容

原因不明の健康危機発生時に対応窓口となる九州・山口各県担当部署との関係構築を図っています。

(2) 業務実績

平成28年8月2日（火）九州・山口各県健康危機管理連携会議に出席

9 看護師の特定行為研修に関する業務

(1) 業務内容

平成27年10月1日より施行された保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査及び指導並びに適正な看護師の特定行為研修の実施体制の確保に関する事、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理等を行っています。

(2) 業務実績

① 業務別件数

指定申請	区分追加	変更届出	実地調査	修了者報告	計
1件	1件	2件	1件	2件	7件

② 平成28年度までに特定行為研修を開始した指定研修機関数

	指定研修機関数
福岡県	0
佐賀県	0
長崎県	0
熊本県	0
大分県	1
宮崎県	0
鹿児島県	1
沖縄県	0
計	2

③ 平成 28 年度特定行為研修修了者数

指定研修機関	H28年度 修了者数	修了者 総数
公立大学法人 大分県立看護科学大学 大学院看護学研究科看護学専攻	3	34
国立大学法人 鹿児島大学 鹿児島大学病院	7	7
計	10	41

食品衛生課

食品衛生課

食品衛生課は、食品の製造等に関し、危害を未然に防止するための衛生管理手法を導入（総合衛生管理製造過程）した施設の承認、輸入食品などの製品検査を行う検査機関の登録、輸出水産食品認定施設（対米、対EU等）および輸出食肉認定施設（対米等）への査察、虚偽や誇大な広告を行った事業者への監視指導等を主な業務としています。

1 総合衛生管理製造過程の承認に関する業務

(1) 業務内容

総合衛生管理製造過程とは一般的衛生管理と HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点（CCP））システムを取り入れ、総合的に衛生管理された食品の製造方法で、平成7年、食品衛生法（昭和22年法律第233号）改正により営業者の申請による任意の承認制度として創設されました。

対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品および清涼飲料水の6種類で、施設毎、食品毎に承認されます。

平成16年には承認の有効期間を3年とする更新制度が導入されました。

- ・承認

承認を希望する者からの事前相談、書類審査、現地調査等を経て承認します。

- ・変更（CCP等、重大な変更に限る。）の承認

書類審査、現地調査等を経て承認します。

- ・承認の更新〔3年毎〕

書類審査、現地調査等を経て承認します。

- ・承認施設の監視〔過去の立入調査の結果を踏まえ必要に応じて〕

- ・緊急立入〔不適切事象の発生時〕

- ・本省への承認等に関する報告〔不定期〕

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
承認	0	0	0
変更の承認	0	0	0
承認の更新	9	31	22
承認施設の監視	16	5	△11
緊急立入	1	0	△1
本省への報告	7	7	0

（承認等は承認施設・件数で計上）

(3) 承認状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	17	7	5	9	5	6	6	7	62

2 登録検査機関の登録等に関する業務

(1) 業務内容

食品衛生法に基づく輸入食品に関わる製品等の検査は、公正で適確な検査能力を有する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で行うこととされています。これは平成15年の同法改正により、指定制から登録制への移行を受けたものですが、登録の対象が従前の公益法人の他に民間法人も含まれることになりました。

- ・登録
登録を希望する者からの事前相談、申請書の受理、審査、立入検査等を経て登録します。
- ・登録の更新 [5年毎]
- ・業務規程の認可等
- ・業務の休廃止の許可
- ・事業所の変更等の届出受理
- ・立入検査 [年1回以上]
- ・緊急立入 [不適切事象の発生時]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
登録	0	0	0
登録の更新	0	3	3
業務規程の認可等	6	3	△3
業務の休廃止の許可	0	0	0
事業所の変更等の届出	0	0	0
立入検査	17	15	△2
緊急立入	2	0	△2

(3) 登録状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
機関数	5	1	1	1	1	1	2	2	14
(事業所数)	(6)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(15)

3 対米輸出水産食品認定施設に係る指導・確認および査察に関する業務

(1) 業務内容

米国が国内のすべての水産食品に HACCP による衛生管理を義務づけたことにより、対米輸出水産食品を取扱う施設は自治体の認定を受けることとなりました。認定に当たり、地方厚生局の事前確認が必要です。

- ・認定に係る事前確認
施設を管轄する自治体からの書類（事前確認書）について審査、現地調査等を経て認定可否を決定します。
- ・認定施設の査察 [年1回]
- ・緊急立入 [不適切事象の発生時]
- ・報告書（自治体による監視結果）の受理 [6ヶ月に1回]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
事前確認	0	0	0
認定施設の査察	1	1	0
緊急立入	0	0	0
報告書の受理	2	2	0

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	0	0	0	0	0	0	1	0	1

4 対 EU 輸出水産食品認定施設に係る指導・確認および査察に関する業務

(1) 業務内容

EU（欧州連合）が域内のすべての水産食品に HACCP による衛生管理を義務づけたことにより、対 EU 輸出水産食品を取扱う施設は自治体の認定を受けることとなりました。

認定に当たり、地方厚生局の事前確認が必要です。

- ・認定に係る事前確認
施設を管轄する自治体からの書類（事前確認書）について、審査・現地調査等を経て認定可否を決定します。
- ・認定施設の査察 [6 か月に 1 回以上]
- ・緊急立入 [不適切事象の発生時]
- ・本省への報告（自治体の監視結果、衛生証明書発行件数） [6 ヶ月に 1 回]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
事前確認	0	0	0
認定施設の査察	8	10	2
緊急立入	0	0	0
本省への報告	2	2	0

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	0	0	0	1	1	1	1	0	4

5 対韓国輸出水産食品取扱施設に係る登録、監視および衛生証明書発行等に関する業務

(1) 業務内容

韓国向け輸出水産食品については、取扱施設等の事前登録および輸出国政府が発行する衛生証明書の添付が求められているため、地方厚生局は取扱施設の登録および衛生証明書の発行等を行っています。

- ・取扱施設の登録（新規、変更、取消）
- ・衛生証明書の発行

- ・本省への報告（施設登録、衛生証明書発行件数等） [年に1回]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
取扱施設の登録	0	0	0
衛生証明書発行	39	26	△13
本省への報告	1	1	0

(3) 登録状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	8	0	0	1	1	0	1	0	11

6 中国向け輸出水産食品に係る衛生証明書発行等に関する業務

(1) 業務内容

中国向け輸出水産食品については、施設の事前登録と輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関（地方自治体または地方厚生局）が発行する衛生証明書の添付が求められています。このため、地方自治体が衛生証明書発行機関として登録されていない地域においては、地方厚生局がこれら手続を行っています。

なお、施設の登録手続は、厚生労働本省で行っています。

- ・衛生証明書の発行
- ・本省への報告（衛生証明書発行件数等） [年に1回]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
衛生証明書発行	131	132	1
本省への報告	1	1	0

7 食品の自由販売証明書の発行に関する業務

(1) 業務内容

輸出相手先国から、国内で問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書」の添付が求められる場合があるため、地方厚生局は当該証明書の発行を行っています。

- ・自由販売証明書の発行
- ・本省への報告（証明書発行件数） [四半期毎に1回]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
自由販売証明書発行	20	65	45
本省への報告	4	4	0

8 輸出食肉認定施設に対する査察および指導に関する業務

(1) 業務内容

米国、EU、カナダ及び香港に輸出する食肉を取扱うと畜場および食肉処理場は、厚生労働省の認定を受ける必要があります。

また、シンガポール及びブラジルに輸出する食肉を取扱うと畜場および食肉処理場は、同国政府の認定を受ける必要があります。

地方厚生局は、認定施設に対して定期的な査察および指導を行っています。

- ・認定施設の査察（月1回、対ブラジルは年1回以上）
- ・輸出相手国政府による査察等への対応

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
認定施設の査察	84	83	△1
輸出相手国政府による査察等への対応	4	2	△2

(3) 認定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
施設数	0	0	0	1	0	2	4	0	7

9 食中毒に係る調整に関する業務

(1) 業務内容

大規模かつ広域的な食中毒の発生時には、所管している自治体間の協力に加えて、厚生労働省が連絡調整を行い、必要に応じて地方厚生局の職員を現地に派遣する等して被害拡大の防止を図ることとしています。

- ・自治体からの食中毒発生速報の受理
- ・厚生労働省からの指示による職員の派遣

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
速報の受理	148	162	14
職員派遣	0	0	0

10 食鳥処理法に基づく指定検査機関の指定および監督に関する業務

(1) 業務内容

食鳥処理法（正式名称は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）に基づく指定検査機関は、都道府県知事の委任を受けて食鳥処理場における食鳥の検査等を行う機関であり、指定の対象は一般社団法人または一般財団法人に限られています。なお、本業務は平成29年4月1日から都道府県等へ移譲されました。

- ・指定
指定を希望する者からの事前相談、書類審査、現地調査等を経て指定します。
- ・業務規程の認可等
- ・事業計画および収支予算の認可等

- ・事業報告書および収支決算書の受理
- ・業務の休廃止の許可
- ・役員の選任または解任の認可
- ・検査員の選任または解任の届出の受理
- ・立入検査（概ね3年に1回）

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
指定	0	0	0
業務規程の認可等	1	0	0
事業計画の認可等	5	1	△4
事業報告書等の受理	3	3	0
業務の休廃止の許可	0	0	0
役員の選任等の認可	4	5	1
検査員の選任等の届出	5	0	△5
立入検査	1	1	0

(3) 指定状況

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
機関数	0	1	1	0	0	0	1	0	3

11 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制に関する業務

(1) 業務内容

健康の保持増進効果等に関し、著しく事実に相違する、または著しく人を誤認させるような食品の広告等については、平成15年の健康増進法改正により改善指導、勧告等の措置がとられるようになりました。また勧告・命令に関しては、消費者庁及び自治体はその権限を有しています。

- ・相談および指導（自治体、事業者）
- ・消費者庁への報告（自治体からの四半期報告） [年4回]

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
相談、指導	3	2	△1
消費者庁への報告	4	4	0

12 HACCP等の普及推進に関する業務

(1) 業務内容

HACCPによる食品の衛生管理は世界的に普及が進んでいます。国内においても、HACCPを普及するために、自治体職員向け研修会の開催や講師派遣等を行っています。

- ・HACCP普及推進地方連絡会議及び行政担当者会議の開催等
- ・HACCPに関する自治体職員向け研修会の開催
- ・HACCP等に関する人材育成（講師派遣）

(2) 業務実績

	平成27年度	平成28年度	対前年度増減
協議会、会議の開催等	3	4	1
研修会の開催	1	2	1
講師派遣	8	8	0

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行っています。

1 地域包括ケアシステム構築のための推進本部に関する業務

(1) 業務内容

県等に対する支援が必要な事項を協議するとともに、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの普及を図るため、九州厚生局地域包括ケア推進本部会議を開催しています。

(2) 業務実績

- ・平成 28 年 10 月 21 日開催
議事：1. 地域包括ケアシステムについて
2. 平成 28 年度における九州厚生局の地域包括ケア推進業務について

2 地域包括ケアシステムに関する自治体の進捗状況の把握及び助言・支援に関する業務

(1) 業務内容

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、県は、基本的に広域的な見地から市町村に対する支援を行っています。

このため、県を通じて市町村の取組の進捗状況等を把握し、県に対して支援を行います。

(2) 業務実績

① 県へのヒアリング

地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、現状を把握する必要があることから、県に対してヒアリングを実施し、市町村の地域包括ケアシステムの構築状況を把握しています。

- ・平成 28 年 6 月 15 日 鹿児島県
- ・平成 28 年 6 月 21 日 沖縄県
- ・平成 28 年 6 月 29 日 福岡県
- ・平成 28 年 7 月 1 日 長崎県
- ・平成 28 年 7 月 7 日 大分県
- ・平成 28 年 7 月 20 日 宮崎県
- ・平成 28 年 7 月 22 日 佐賀県
- ・平成 28 年 10 月 25 日 熊本県

② 市町村の視察

地域包括ケアシステムの構築について市町村の特色ある取組について視察しています。

視察日	視 察 先	取 組 内 容
平成 28 年 6 月 15 日	鹿児島県日置市	自治会との協働による「おもり」を使用した介護予防を展開
平成 28 年 6 月 22 日	沖縄県石垣市	住民自主組織による介護予防を展開
平成 28 年 6 月 29 日	福岡県粕屋町	半年で総合事業への移行を達成
平成 28 年 7 月 1 日	長崎県大村市	あじさいネット等による 24 時間対応の在宅サポートセンター
平成 28 年 7 月 7 日	大分県国東市	自立支援に向けた地域ケア会議の充実
平成 28 年 7 月 20 日	宮崎県都城市	住民主体による様々な団体との協働による介護予防活動
平成 28 年 7 月 22 日	佐賀県小城市	オンライン ICT クラウドシステムの導入による情報共有
平成 28 年 8 月 3 日	福岡県直方市	自立支援に向けた地域ケア会議の充実
平成 28 年 8 月 19 日	宮崎県小林市	認知症高齢者等にやさしい地域づくり
平成 28 年 9 月 6 日	佐賀県多久市	住民主体による介護予防を展開
平成 28 年 9 月 6 日	佐賀県白石町	住民主体による介護予防を展開
平成 28 年 9 月 8 日	佐賀市	軽音楽や Ipad 等を活用した介護予防及び認知症予防
平成 28 年 9 月 15 日	熊本県天草市	登録制の「通いの場」による介護予防を展開
平成 28 年 9 月 15 日	鹿児島県薩摩川内市	70 歳以上の高齢者全員を対象に「DASC」調査を実施
平成 28 年 9 月 16 日	長崎県島原市	認知症高齢者等にやさしい地域づくり
平成 28 年 10 月 13 日	大分県日田市	多職種在宅医療連携会議の開催
平成 28 年 10 月 14 日	大分県臼杵市	地域医療・介護情報連携システムの構築
平成 28 年 11 月 16 日	熊本県長洲町	全行政区に「通いの場」の体制を整備し、『ものづくり等』による介護予防を展開
平成 29 年 2 月 3 日	鹿児島県 いちき串木野市	143 公民館中 81 公民館で、1,800 名（高齢者の 18.2%）の高い参加率で介護予防を展開
平成 29 年 2 月 7 日	熊本県南関町	総合型地域スポーツクラブが介護予防事業を受託し、60 の集会所中 48 の集会所で事業を展開
平成 29 年 2 月 13 日	鹿児島県徳之島町	32 の集会所中 24 の集会所で高齢者の約 2 割の高い参加率で介護予防を展開

平成 29 年 2 月 22 日	宮崎県新富町	住民主体による勉強会から任意団体「ふるふる」へ、「ふるふる」が母体となり『新富ふれあいの居場所開所』へ発展
平成 29 年 3 月 3 日	熊本県益城町	仮設住宅における地域のコミュニティーが形成されている
平成 29 年 3 月 14 日	大分県竹田市	中高年齢層を対象に「暮らしのサポーター」を養成し、生活支援等展開
平成 29 年 3 月 22 日	長崎県五島市	35 の「通いの場」で 1,224 名（高齢者の 8.8%）の参加で介護予防を展開
平成 29 年 3 月 28 日	沖縄県宜野湾市	庁内の高齢者部署・健康づくり部署・地域づくり部署等と連携し地域共生を見据えた体制づくり

③ 市町村等を対象にした各種セミナーの開催

地域包括ケアシステムを構築するために、テーマ毎のセミナー（研修会）を開催しています。

開催日	開催地	テーマ等
平成 28 年 6 月 24 日	福岡県福岡市	認知症初期集中支援チーム立上げの実際 35 市町村 36 名、5 県 7 名、計 43 名
平成 28 年 7 月 26 日	福岡県福岡市	介護予防・日常生活支援総合事業移行に向けて 28 市町村 31 名、5 県 6 名、計 37 名
平成 28 年 9 月 27 日	福岡県福岡市	認知症高齢者等にやさしい地域づくりの取組 39 市町村 55 名、6 県 7 名、計 62 名
平成 28 年 10 月 20 日	福岡県福岡市	在宅医療・介護連携推進事業（老健局と共催） 九州 8 県から 132 名
平成 28 年 11 月 22 日	宮崎県都城市	介護予防・日常生活支援総合事業移行に向けて 26 市町村 52 名、4 県 6 名、計 58 名
平成 28 年 12 月 21 日	福岡県福岡市	認知症カフェについて 41 市町村 69 名、5 県 5 名、計 74 名
平成 29 年 2 月 2 日	鹿児島県鹿児島市	在宅医療・介護連携推進事業 45 市町村 82 名、8 件 22 名、計 104 名
平成 29 年 2 月 21 日	宮崎県宮崎市	認知症初期集中支援チーム立上げの実際 34 市町村 58 名、4 県 8 名、計 66 名

④ 県担当者会議の開催

地域包括ケアシステム構築のために、各県政策担当者等会議を開催し、市町村の取組の進捗状況を把握するとともに、意見交換及び情報共有を行います。

開催日	開催地	内容等
平成 28 年 5 月 26 日	福岡県福岡市	各県地域包括ケアシステム政策担当者会議 「県による市町村支援について」 8 県 17 名及び政令市 2 市 5 名、計 22 名
平成 28 年 10 月 25 日	福岡県福岡市	各県地域包括ケアシステム政策担当者会議 「意見交換会」（老健事業と共催） 7 県 15 名及び政令市 2 市 5 名、計 20 名

⑤ 県主催の市町村担当者会議への参加

県が主催する市町村担当者会議に参加し、事業の取組状況の把握と事例収集に努め、先駆的な市町村の取組を紹介し、助言・支援します。

- ・平成 28 年 5 月 27 日 長崎県介護保険・高齢者福祉担当課長会議
- ・平成 28 年 9 月 23 日 福岡県生活支援コーディネーター養成研修
- ・平成 28 年 11 月 1 日 福岡県地域包括ケア推進セミナー
- ・平成 28 年 11 月 11 日 長崎県介護保険・高齢者福祉担当課長会議
- ・平成 28 年 12 月 15 日 佐賀県総合事業担当者会議
- ・平成 29 年 1 月 18 日 熊本縣市町村担当者会議
- ・平成 29 年 2 月 15 日 佐賀縣市町担当者会議
- ・平成 29 年 2 月 21 日 宮崎縣市町村担当者会議
- ・平成 29 年 3 月 17 日 鹿児島縣市町村担当者会議
- ・平成 29 年 3 月 24 日 長崎県介護保険・高齢者福祉担当課長会議
- ・平成 29 年 3 月 27 日 沖縄縣市町村担当者会議

3 認知症施策に関する業務

(1) 業務内容

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた取組の進捗状況を把握しています。

(2) 業務実績

① 普及及び啓発関係

九州厚生局管内で実施されている認知症への理解を深めるための普及・啓発関係行事（シンポジウム等）に参加しました。

- ・平成 28 年 7 月 13 日・14 日 認知症地域支援推進員研修
(認知症介護研究・研修東京センター主催)
- ・平成 28 年 10 月 22 日 熊本市東区認知症シンポジウム
(熊本市東区役所主催)
- ・平成 28 年 11 月 19 日・20 日 認知症初期集中支援チーム員研修
(国立長寿医療研究センター主催)

- ・平成28年12月10日・11日 認知症サポート医養成研修
(国立長寿医療研究センター主催)

② 認知症関係事業の県及び市町村への情報提供、各種支援（取組紹介等）
各種セミナー等を通じ、取組の情報の提供を行いました。

ア 市町村セミナー（再掲）

- ・平成28年6月24日 認知症初期集中支援チーム立上げの実際
- ・平成28年9月27日 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの取組
- ・平成28年12月21日 認知症カフェについて
- ・平成29年2月21日 認知症初期集中支援チーム立上げの実際

イ 県担当者等の認知症施策担当者ブロック会議関係（老健局主催）

- ・平成28年7月11日・12日 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援
推進員等（7県11名）

4 地域包括ケアシステムの普及・啓発に関する業務

地域包括ケアシステムの構築のため公的機関及び各種団体が主催するセミナーやイベント等において講演等を行っています。

(1) 業務内容

九州厚生局管内の公的機関及び各種団体が主催するセミナー及びイベント等において、地域包括ケアシステムの普及・啓発のための講演等を行いました。

(2) 業務実績

開催日	開催地	内 容	主催団体
平成28年6月4日	鹿児島市	地域包括ケア推進課の紹介等	鹿児島大学医学部 呼吸器内科同門会
平成28年6月8日	福岡市	これからの医療介護について ～地域包括ケアの構築目指して～	福岡ロータリークラブ
平成28年6月11日	福岡市	地域包括ケアシステムの構築 ～薬剤師への期待～	日本薬局学会
平成28年8月26日	大分市	地域包括ケアシステムの構築 ～薬局・薬剤師への期待～	大分市・大分県薬剤 師会
平成28年11月1日	福岡市	地域包括ケアシステム構築に向けて	福岡県
平成28年11月24日	大分市	地域包括ケアシステム構築に向けて	九州ブロック地域包 括支援・介護支援セ ンター協議会
平成28年12月19日	福岡市	認知症サポーター養成研修 (厚生局職員向け)	九州厚生局
平成29年2月23日	佐賀市	地域包括ケアシステム構築に向けて	九社連老人福祉施 設協議会施設長研 修会

保 險 年 金 課

保険年金課

保険年金課は、九州厚生局管内各県に所在する全国健康保険協会支部、健康保険組合、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金および厚生年金基金に関する指導監督や認可・承認等に関する業務を行っています。

1 全国健康保険協会支部の報告の徴収、質問および検査に関する業務

(1) 業務内容

全国健康保険協会は、平成20年10月1日に設立された公法人であり、従来、社会保険庁が運営していた政府管掌健康保険を承継し、健康保険組合の組合員でない被保険者等（中小企業等の社員やその家族）の医療保険を管掌しています。

当課においては、全国健康保険協会支部に対して実地による検査を行っています。

また、平成26年度より協会支部が実施する適用事業所に対する立入検査等にかかる認可申請書の審査業務を行っています。

(2) 業務実績

区 分	26年度	27年度	28年度
① 全国健康保険協会支部数	8	8	8
② 検査の実施	3	2	3
③ 処理状況 立入検査等認可	87	213	67

2 健康保険組合の指導監督等に関する業務

(1) 業務内容

健康保険組合は、組合員である被保険者等（主に大企業やそのグループ企業等の社員やその家族）の医療保険を管掌する公法人です。

当課においては、健康保険組合に対して実地による監査を行うほか、事業運営や保険給付等に関する指導監督を行っています。

また、規約改正等の認可・承認を行うほか、各種申請・届出書類の受付・審査業務を行っています。

(2) 業務実績

区 分	26年度	27年度	28年度
① 健康保険組合数	49	49	51
【全国】	1,403	1,405	1,398
② 指導監査の実施	17	17	16
〔総合監査〕	9	7	6
〔経理監査〕	8	10	10
③ 処理状況			
ア 規約改正等の認可	53	34	49
イ 届出の受理	183	230	207
ウ 大臣への提出書類の経由	611	607	608
エ その他（公法人証明、印鑑証明）	167	179	179

(その他)

- i 平成 23 年度以降は、実地監査時に組合の内部統制を強化する観点から、監事の出席を求め、監事監査の実施状況を聴取するほか、経理処理の更なる適正化を図るため、これまでの総合監査とは別に、経理事務に特化した経理監査を行っています。
- ii 健康保険法第 28 条に基づく指定健康保険組合（財政窮迫状態にある健康保険組合）については、九州厚生局管内は平成 25 年度に 1 組合、平成 28 年度に 2 組合が指定され、厚生労働大臣の承認を受けた健全化計画に基づく事業運営に取り組んでいます。

3 国民年金基金の指導監督等に関する業務

(1) 業務内容

国民年金基金は、国民年金法を根拠法とする公法人であり、自営業の方など国民年金第 1 号被保険者が任意に加入し、国民年金に上乗せした年金を受け取る制度です。

当課においては、国民年金基金に対して実地による監査を行うほか、法令・通達等に適合した適切な事業運営、事務執行等に関する指導監督を行っています。

また、規約改正等の認可を行うほか、各種申請・届出書類の受付・審査業務を行っています。

(2) 業務実績

区 分	26年度	27年度	28年度
① 国民年金基金数（地域型のみ）	8	8	8
【全国】（地域型）	47	47	47
【全国】（職能型）	25	25	25
② 指導監査の実施	2	2	2
③ 処理状況			
ア 規約改正等の認可	0	0	5
イ 届出の受理	15	42	70
ウ 大臣への提出書類の経由	69	64	56
エ その他（公法人証明、印鑑証明）	4	5	2

4 確定給付企業年金事業に関する業務

(1) 業務内容

確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約束し、高齢期において、従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするための制度で、規約型と基金型の 2 つの型があります。

① 規約型企業年金

労使合意の年金規約に基づいて、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し給付を行う年金制度。

② 基金型企業年金

母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資金を管理・運用し給付を行う年金制度（厚生年金基金と異なり、

厚生年金の代行給付は行わない)。

当課においては、事業主等の実施する確定給付企業年金がより効率的に運営されるよう指導監督を行うほか、書面及び実地による監査を行っています。

また、規約改正等の承認を行うほか、各種申請・届出書類の受付・審査業務を行っています。

なお、簡易な基準(※)に基づく規約型企業年金規約の承認等は九州厚生局長が行い、それ以外の承認(基金型は認可)等は厚生労働大臣が行います。

(※) 計算基準日における企業年金の加入者数が500人未満の場合、一定の要件の下で掛金の額の算定を簡易に行う。

(2) 業務実績

区 分	26年度	27年度	28年度
① 規約型企業年金規約数	1,047	1,039	1,047
【全国】	13,334	13,084	12,873
② 基金型企業年金基金数	32	35	36
【全国】	598	639	705
③ 指導監査の実施			
〔規約型〕 (書面監査)	67	103	94
(実地監査)	0	0	1
〔基金型〕 (書面監査)	3	3	10
(実地監査)	0	0	1
④ 処理状況			
ア 規約の承認	141	77	116
イ 届出の受理	1,441	1,454	1,442
ウ 大臣への提出書類の経由	75	75	49
エ その他(法人証明、印鑑証明)	14	1	20

5 確定拠出年金事業に関する業務

(1) 業務内容

確定拠出年金制度は、事業主又は個人が拠出した年金資金を、個人が自己責任において運用の指示を行い、その結果に基づいた給付を受けることができる制度で、企業型年金と個人型年金の2つの型があります。

① 企業型年金

厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して確定拠出年金法に基づいて実施する年金制度。

② 個人型年金

国民年金基金連合会が確定拠出年金法に基づいて実施する年金制度。

当課においては、事業主の実施する企業型年金がより効率的に運営されるよう指導監督を行っています。

また、規約改正等の承認を行うほか、各種申請・届出書類の受付・審査業務を行っています。

(2) 業務実績

区 分	26年度	27年度	28年度
① 企業型年金規約数	213	224	235
【全国】	4,635	4,964	5,349
② 処理状況			
ア 規約の承認	51	67	55
イ 届出の受理	72	23	37

6 厚生年金基金の指導監査等に関する業務

(1) 業務内容

厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法を根拠法とする公法人であり、国の厚生年金の一部を代行するとともに独自の上乗せ給付を行っています。

当課においては、厚生年金基金（すでに解散したものを含む。）に対して実地による監査を行うほか、法令・通達等に適合した適切な事業運営、事務執行等に関する指導監督を行っています。

また、規約改正等の認可・承認を行うほか、各種申請・届出書類の受付・審査業務を行っています。

(2) 業務実績

区 分	26年度	27年度	28年度
① 厚生年金基金数	26	9	3
【全国】	444	256	110
② 指導監査の実施（※）	3	0	12
③ 処理状況			
ア 規約改正等の認可	52	9	10
イ 届出の受理	152	140	31
ウ 大臣への提出書類の経由	503	264	124
エ その他（公法人証明、印鑑証明）	357	344	269
うち政府負担金請求に係るもの	214	138	103
④ 代行返上（将来分）基金数	15	6	1
⑤ 代行返上（過去分）基金数	6	17	6

（※）解散基金の清算事務等に係る監査（26年度1件、28年度11件）を含む

（その他）

厚生年金基金については、他の制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うこと等の厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成26年4月に施行されたことに伴い、厚生年金基金数は減少しています。

管 理 課

管理課

管理課は、九州管内における、医療サービスの総合的な指導を行う指導部門の所掌事務に関する総合調整を行うとともに、国民健康保険の保険者および社会保険診療報酬支払基金支部等に対する指導監督に関する業務並びに租税特別措置法施行令及び法人税法施行規則に係る証明に関する業務を行っています。

1 指導部門の所掌事務に係る総合調整

指導部門の所掌事務に係る総合調整について、次の会議を実施しました。

ア 指導部門幹部会議

原則として毎週金曜日に開催し、週間予定および業務の進捗状況に関する情報の共有を行いました。

イ 各県事務所長会議

平成 28 年度は 4 回開催しました。
(平成 28 年 7 月、10 月、平成 29 年 1 月、3 月)

ウ 各県事務所課長会議

平成 28 年度は 2 回開催しました。(平成 28 年 6 月、平成 29 年 1 月)

エ 各県事務所審査課長会議

平成 28 年度は 1 回開催しました。(平成 29 年 3 月)

オ 各県事務所指導医療官会議等

平成 28 年度は計 2 回開催しました。
・指導医療官会議 (1 回開催) (平成 28 年 7 月)
・保険指導薬剤師・看護師会議 (1 回開催) (平成 28 年 9 月)

カ 九州医療行政事務打合会

平成 28 年度は 1 回開催しました。(平成 28 年 10 月)

2 事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整および進捗管理等

(1) 業務内容

保険医療機関等および保険医等の指導監査業務を所掌する九州厚生局管内 (8 県) の各県事務所 (指導監査課を含む。) が作成する指導監査業務計画について調整および進捗管理を行っています。

(2) 業務実績

月次の業務報告等をもとに、指導監査課および各県事務所における事務の進捗管理を行いました。

保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の指導等実績

対象機関	施設基準等調査	集団指導	集団的個別指導	個別指導	新規個別指導	監査
医科	628	1,946	595	260	251	4
歯科	0	827	571	208	167	9
薬局	0	1,620	567	225	291	1
訪問看護		147		10		0
柔整		524		19		4

3 特定医療法人に係る証明に関する業務

(1) 業務内容

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明に係る業務を行っています。

なお、当該証明を受けた医療法人等は、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署を経由して国税庁に提出し、特定医療法人として承認された場合は、法人税において 19%（通常は 25.5%）の軽減税率が適用されます。

(2) 業務実績

	27年度	28年度	対前年度増減
証明件数	85	80	△5

4 公益法人等が行う医療保健業の証明に関する業務

(1) 業務内容

公益法人等が行う医療保健業のうち、厚生労働大臣の証明が必要となる一定の基準（法人税法施行規則第 5 条第 6 号、第 6 条 4 号並びに第 6 条 4 号及び 7 号）について、審査及び証明業務を行っています。

(2) 業務実績

	27年度	28年度	対前年度増減
証明件数	26	26	0

5 社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導監督

(1) 業務内容

社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導監査等については、厚生労働省保険局保険課長通知「社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督について」（平成 20 年 10 月 30 日付保保発第 1030001 号）をもって、基本的な考え方が示されました。

管理課では、「行政改革に関する第 5 次答申」（昭和 58 年 3 月 14 日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものにすべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも 3 年に 1 回実施します。

(2) 業務実績

平成 28 年度は 3 ヶ所に立入検査を実施しました。（佐賀支部、長崎支部、沖縄支部）

（主な指導事項等）

区 分	主な指導の着目点等
全般的な事項	支部の概況および現状の課題、災害時・緊急時の対応、情報保護管理体制
財務に関する事項	経理事務処理体制、不正事故防止対策、現金出納事務の状況、会計帳簿の整理状況、物品の管理状況、書類の管理状況、予算執行状況、契約等、診療報酬等の収納状況、債権譲渡・差押の状況
審査業務関係	適正な審査のための取組状況、適正な請求・支払のための取組状況
審査委員会関係	審査委員会の運営状況等、面接懇談の状況

6 国民健康保険の保険者等に対する技術的助言および指導監督

(1) 業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成24年2月17日付保発0217第1号厚生労働省保険局長通知）また、その細部については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」（平成24年2月17日付保国発0217第1号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

管理課では、同通知に基づき国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化および保険事業の推進に努めるよう助言・指導を行っています。

(2) 業務実績

平成28年度の助言・指導等については、九州管内8県の県庁国民健康保険主管課、8市町村、4国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）および4国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）を対象として、実地による助言・指導を実施しました。

実地指導の対象市町村の選定に当たっては、財政状況、保険料（税）の収納状況および医療費適正化対策の実施状況等で、特に助言が必要と思われる市町村を選定しました。

県	平成27年度実績			平成28年度実績		
	市町村	国保組合	国保連合会	市町村	国保組合	国保連合会
福岡	須恵町	—	国保連合会	筑紫野市	歯科医師	
佐賀	鹿島市	—	国保連合会	嬉野市	歯科医師	
長崎	長崎市	—	国保連合会	大村市	建設事業	
熊本	—	—		人吉市	—	国保連合会
大分	—	—		由布市	—	国保連合会
宮崎	宮崎市	—	国保連合会	日向市	歯科医師	—
鹿児島	—	—		伊佐市	—	国保連合会
沖縄	—	—		宜野湾市	—	国保連合会

(主な助言・指導事項等)

区分	主な助言・指導の着目点等
都道府県	保険料（税）収入の確保、医療費適正化対策の事業実績向上、保健事業の推進に係る市町村保険者、国保組合および国保連合会に対する指導監督の実施状況
市町村	財政の健全化、収納対策の充実強化、医療費適正化対策の事業実績向上、保健事業の円滑確実な実施、適正な予算編成
国保連合会	事業運営全般について現状の把握・確認および審査支払業務の充実強化、保険者支援事業の充実

7 後期高齢者医療広域連合等に対する技術的助言および指導監督

(1) 業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律および関係法令の規定、「後期高齢者医療制度の事務に係る指導監督の実施について」（平成 21 年 12 月 28 日付保高発 1228 第 1 号）に基づき、都道府県は、後期高齢者医療広域連合、市町村および国保連合会に対し、技術的助言等を行うこととされています。

管理課では、「後期高齢者医療制度の業務指導要領について」（平成 21 年 12 月 28 日付保高発 1228 第 2 号）に基づき、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合、市町村および国保連合会における後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言・指導を行っています。

(2) 業務実績

平成 28 年度は、九州管内 8 県の県庁後期高齢者医療主管課、広域連合、平成 28 年度の国保助言・指導対象市町村および国保連合会に対し実地による助言・指導を実施しました。

(主な助言・指導事項等)

区 分	主な助言・指導の着目点等
事業運営関係	<ul style="list-style-type: none">・規約、条例、諸規定等を整備し、適正な事業運営が図られているか・事業運営に関する懸案事項の整理を行っているか・国庫補助金に係る事務処理は適切か
適用関係	<ul style="list-style-type: none">・法令に基づき適正に処理されているか・市町村との役割分担が明確になっているか
収納関係	<ul style="list-style-type: none">・法令に基づき適正に処理されているか・市町村との役割分担が明確になっているか
医療費適正化関係	<ul style="list-style-type: none">・医療費の動向分析を行い、事業に反映しているか・医療費通知の発出について効果的に事業実施しているか・ジェネリック医薬品の利用促進事業を実施しているか・効果的なレセプト点検を行っているか・効果的な保健事業を実施しているか

医 療 課

医療課

1 立入検査に関する業務

(1) 業務内容

① 立入検査

特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査は、医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働省医政局地域医療計画課から示される「特定機能病院の立入検査業務実施要領」及び厚生労働省医政局研究開発振興課から示される「臨床研究中核病院の立入検査業務実施要領」をはじめ、同法および関係法令に基づき当該病院の管理・運営、人員配置、構造設備等について、年1回検査を実施しています。

検査対象施設は、九州厚生局管内8県にある、次の特定機能病院11施設及び臨床研究中核病院1施設となっています。

県	病 院 名	所 在 地
福岡県	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
	九州大学病院 (兼：臨床研究中核病院)	福岡県福岡市東区馬出3丁目1-1
	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7-45-1
	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
長崎県	長崎大学病院	長崎県長崎市坂本町1-7-1
熊本県	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市中央区本荘1-1-1
大分県	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎市清武町木原5200
鹿児島県	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8-35-1
沖縄県	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207

② 立入検査項目

ア 特定機能病院に係る主な検査項目は、次のとおりです。

- 医療に係る安全管理のための体制
- 医療事故の防止対策及び対応のための体制
- 院内感染の防止対策のための体制
- 医薬品・医療機器等の安全管理のための体制
- 血液製剤・輸血の管理体制
- 職員健康診断
- 構造設備の概要
- 特定機能病院としての要件事項 等

イ 臨床研究中核病院に係る主な検査項目は、次のとおりです。

- 特定臨床研究を適正に実施するための体制
- 特定臨床研究を支援する体制
- 特定臨床研究を実施するにあたり統計的な解析等に用いるデータの管理を行う体制
- 特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制
- 特定臨床研究に係る安全管理体制
- 臨床研究中核病院としての要件事項 等

(2) 検査結果等

① 特定機能病院

平成 28 年度は、九州管内 11 施設すべてについて、県または保健所と合同で立入検査を実施しました。（原則、厚生局は 2 日間実施し、県または保健所とは 1 日のみ合同で実施。）

その結果、不適切な事項として文書により指摘した主な事項は次のとおりです。

【不適切な事項】

○ 医療安全管理体制の確保について

病棟での業務や医薬品の管理・取扱いに関し、院内の規程やマニュアル等が遵守されていない状況が見受けられた。

② 臨床研究中核病院

平成 28 年度は、九州管内 1 施設について、立入検査を実施しました。

その結果、文書により指摘すべき事項はありませんでした。

2 保険医療機関および保険医等に対する指導監督等に係る業務

(1) 業務内容

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法および高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関および保険薬局については療養の給付に関し、保険医および保険薬剤師については診療または調剤に関して、指導および監督（以下「指導等」という。）を行っています。

また、柔道整復師に対する柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに関する指導等ならびに指定訪問看護事業者および当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対する指定訪問看護に関する指導等も行っています。

さらに、施設基準の届出を行っている保険医療機関に対して、届出受理後の調査（適時調査）を行っています。

これら保険医療機関等および保険医等にかかる指導・監督等の業務は、直接的には指導監査課および各県事務所が担当していますが、特殊な事案や大規模な指導・監督業務については、管轄事務所等において単独で実施することが困難であることから、当課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働省および各県と共同で実施する特定共同指導や特定機能病院などの大規模な病院に対する指導等が該当します。

(2) 業務実績（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月）

特定共同指導および共同指導の実施件数 12 件

※ 熊本事務所管内については、地震の関係で実施見送りとされた。（4 件）

調 査 課

調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理や九州厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金審査課の所掌に属するものを除く）に関する訴訟に係る事務の調整を行っています。

1 医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理に関する業務

(1) 業務内容

- ① 保険医療機関等情報の九州厚生局ホームページへの掲載
健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局や指定訪問看護事業者の指定に係る情報の九州厚生局ホームページへの掲載を行っています。
また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する保険医または保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報の九州厚生局ホームページへの掲載を行っています。
- ② 保険医療機関等情報の開示請求への対応
行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、管理課、医療課、指導監査課及び各県事務所の所管業務に関する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

(2) 業務実績

① 医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理に関する業務

ア 保険医療機関等の指定

	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
件 数	470	459	279	314	420	398

イ 指定訪問看護事業者の指定等

	指 定	廃止等
件 数	165	66

ウ 保険医等の登録等

	新規登録	抹消・死亡・取 消	異 動	
			転 入	転 出
医 師	982	154	1,823	1,840
歯科医師	238	58	260	269
薬剤師	890	19	688	652

② 保険医療機関等情報の開示請求への対応

	平成 27 年度	平成 28 年度
件 数 ※	153	104

※ 開示請求書の受付件数

2 訴訟に係る事務の調整に関する業務

(1) 業務内容

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、九州厚生局長が行った処分の取消しの訴えについて、国を被告とする訴訟に係る事務の調整を行っています。

(2) 業務実績

訴訟対応件数：1件

指導監査課および各県事務所

指導監査課および各県事務所

1 保険医療機関等および保険医等に対する監督について

(1) 業務内容

九州厚生局管内 8 県について、福岡県は指導監査課が、その他の県は各県事務所が、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関および保険薬局に対しては療養の給付に関して、保険医および保険薬剤師に対しては健康保険の診療または調剤に関して、それぞれ指導等を行っています。

また、指定訪問看護事業者および当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導等を行っています。

さらに、保険医療機関等から届出があった施設基準の届出・報告に関し、「基本診療料の施設基準等およびその届出に関する手続きの取扱いについて」等に基づき、届出の受理および届出受理後の調査等を実施し、必要に応じて指導等を行っています。

(2) 業務実績

県名	対象機関	施設基準等調査	集団指導	集団的個別指導	個別指導	新規個別指導	監査
福岡	医科	130	716	238	53	110	2
	歯科	0	428	240	51	77	3
	薬局	0	663	213	72	124	0
	訪問看護		74		2		0
佐賀	医科	74	130	38	20	18	0
	歯科	0	38	34	17	11	0
	薬局	0	126	40	19	14	0
	訪問看護		8		0		0
長崎	医科	77	183	65	47	18	2
	歯科	0	86	56	31	11	0
	薬局	0	145	56	28	17	0
	訪問看護		7		8		0
熊本	医科	50	185	69	20	16	0
	歯科	0	73	64	12	18	0
	薬局	0	182	63	8	32	0
	訪問看護		9		0		0
大分	医科	78	162	44	26	17	0
	歯科	0	37	44	22	11	1
	薬局	0	100	42	21	17	0
	訪問看護		11		0		0
宮崎	医科	76	191	37	31	22	0
	歯科	0	34	32	19	7	0
	薬局	0	131	44	22	29	1
	訪問看護		12		0		0
鹿児島	医科	85	169	58	30	19	0
	歯科	0	81	68	34	17	4
	薬局	0	153	67	34	27	0
	訪問看護		14		0		0
沖縄	医科	58	210	46	33	31	0
	歯科	0	50	33	22	15	1
	薬局	0	120	42	21	31	0
	訪問看護		12		0		0
合計	医科	628	1,946	595	260	251	4
	歯科	0	827	571	208	167	9
	薬局	0	1,620	567	225	291	1
	訪問看護		147		10		0

2 九州地方社会保険医療協議会各県部会の運営について

(1) 業務内容

九州地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関または保険薬局の指定を審議する九州地方社会保険医療協議会各県部会の庶務を行っています。

(2) 業務実績

九州地方社会保険医療協議会各県部会の開催状況・・・12回（月1回）

3 保険医療機関等の指定および保険医等の登録について

(1) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関および保険薬局ならびに指定訪問看護事業者の指定を行っています。また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する保険医および保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

(2) 業務実績

ア 保険医療機関等並びに指定訪問看護事業者の新規指定等

県名	医科				歯科				薬局				指定訪問看護事業者		
	新規	廃止	辞退	取消	新規	廃止	辞退	取消	新規	廃止	辞退	取消	新規	廃止	取消
福岡	220	183	1	0	140	143	2	2	164	151	9	0	68	42	0
佐賀	23	17	1	0	8	14	0	0	26	22	2	0	13	2	0
長崎	36	51	1	1	23	28	1	0	36	36	2	0	11	2	0
熊本	43	58	1	0	27	35	0	0	48	46	1	0	19	4	0
大分	36	31	0	0	22	22	0	0	20	13	2	0	10	3	0
宮崎	26	31	0	0	10	17	1	0	29	26	0	1	14	6	0
鹿児島	43	40	0	0	22	25	0	1	45	36	4	0	17	3	0
沖縄	43	43	0	0	27	23	0	0	52	46	1	0	13	4	0
合計	470	454	4	1	279	307	4	3	420	376	21	1	165	66	0

イ 保険医等の登録等

県名	医師				歯科医師				薬剤師			
	登録	抹消等	異動		登録	抹消等	異動		登録	抹消等	異動	
			転入	転出			転入	転出			転入	転出
福岡	385	43	784	595	159	32	123	109	383	3	220	226
佐賀	66	11	135	183	3	6	14	14	76	3	51	53
長崎	83	37	133	161	25	4	16	36	79	4	59	74
熊本	81	11	146	190	9	3	29	49	135	2	76	89
大分	75	28	97	145	2	7	17	14	42	3	56	38
宮崎	48	4	100	114	3	4	20	10	56	1	62	52
鹿児島	93	16	160	152	28	2	19	21	67	3	60	57
沖縄	151	4	268	300	9	0	22	16	52	0	104	63
合計	982	154	1,823	1,840	238	58	260	269	890	19	688	652

4 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に係る業務等について

(1) 業務内容

健康保険法および船員保険法に係る柔道整復の受領委任払いに関する業務を「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成25年4月24日保発0424第2号)に従い締結される契約や協定に基づき実施するとともに、受領委任に係る登録等を受けた施術者等に対する指導等を行っています。

(2) 業務実績

ア 柔道整復施術所の指導監査の状況

県名	集団指導	個別指導	監査
福岡	292	1	0
佐賀	17	0	0
長崎	62	12	2
熊本	37	0	1
大分	34	1	0
宮崎	8	1	0
鹿児島	40	3	1
沖縄	34	1	0
合計	524	19	4

イ 柔道整復療養費の受領委任契約等の状況

県名	社団(登録)	社団以外(承諾)
福岡	54	339
佐賀	2	15
長崎	7	66
熊本	10	37
大分	18	31
宮崎	3	27
鹿児島	8	57
沖縄	9	69
合計	111	641

麻 薬 取 締 部

麻薬取締部

1 薬物事犯の取締り

(1) 業務概要

① 不正事犯の取締

我が国における薬物事犯については平成 28 年度も前年同様に覚醒剤事犯、大麻事犯が高水準で推移し、依然として深刻な状況にあります。

特に大麻については平成 21 年以降減少傾向にあったものが平成 26 年以降増加し、平成 27 年には検挙者数が 2000 人を超え、更に、平成 28 年には有名人や大麻栽培免許取得者による犯罪が発生するなど、濫用の拡大傾向が認められます。

九州厚生局管内（沖縄を除く）においては以前より暴力団の活動が活発な地域であり、暴力団が薬物事犯に深く関わっています。

② 各取締機関との連携

麻薬取締部では、毎年、薬物犯罪の取締に関する情報交換や裁判例の分析、捜査上の留意点等の検討を行うため、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、及び管内の警察、税関、海上保安庁、自衛隊、県薬務主幹課等の関係機関による「九州地区麻薬取締協議会」を主催しています。平成 28 年度は長崎県において計 48 機関参加の下、実施しました。

(2) 業務実績

	検挙件数	検挙人員
覚醒剤取締法違反	35 件	35 名
麻薬及び向精神薬取締法違反	7 件	7 名
大麻取締法違反	12 件	13 名
麻薬特例法（犯罪収益の没収等）*1	5 件	7 名
旧薬事法（危険ドラッグ）*2	9 件	7 名
計	68 件	69 名

*1 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為などの防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法の特例等に関する法律

*2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

(押収物)

覚醒剤（粉末）	807 g	指定薬物（液体）	37 ml
乾燥大麻	1,714 g	指定薬物（粉末）	3.99 g

2 鑑定

(1) 業務概要

薬物犯罪捜査では当該犯罪を立証するため、最新の分析機器を駆使し押収した証拠品の鑑定を実施しています。

(2) 業務実績

鑑定受理件数	684 件
検体数	1,032 検体

3 正規麻薬等の指導・監督

(1) 業務概要

① 許認可・国庫帰属

麻薬、向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物となりますが、中には優れた鎮痛・鎮静効果等を有しているものがあり、医療分野に不可欠なものもあります。

そこで、これらの麻薬等の使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上で、その取り扱いを免許、許可、届出制とする事で国民の健康被害を未然に防止しています。また、犯罪に供された不正薬物やその他陳旧麻薬等国庫に帰属した麻薬等について適切に処理しています。

② 立入検査

病院、薬局、研究所、製薬会社等の麻薬や向精神薬等を取り扱う施設に対して立入検査を実施し、行政指導を行っています。

(2) 業務実績

① 許認可・国庫帰属実績

許認可件数	357 件
国庫帰属麻薬等引継件数	2,010 件

② 立入検査実績

立入検査数	137 件
-------	-------

4 薬物中毒者対策・再乱用防止活動

(1) 業務概要

① 再乱用防止プログラム

麻薬等薬物中毒者に対して、再び乱用に陥らないよう相談に応じると共に必要な指導を行っています。また平成 23 年 8 月からは、末端乱用者やその家族などが希望した場合において、麻薬取締部独自の再乱用防止対策プログラムを実施しています。

② 相談電話

麻薬取締部では「麻薬・覚醒剤相談電話 092-431-0999」を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。平成 28 年度は 62 件の相談を受理しました。

③ 関係機関との連携

また、毎年、精神科医、精神保健福祉センター、保健所、保護観察官、刑務官等の関係機関との連携、充実を図るため「九州地区薬物中毒者対策連絡会議」を主催しており、平成 28 年度は熊本市において開催しました。

5 薬物乱用防止啓発活動

(1) 業務概要

薬物乱用防止教室などへの講師派遣

薬物乱用を阻止するためには、新たな乱用者を作らない社会環境を醸成する必要があり、そのために現職麻薬取締官や麻薬取締官 OB を学校、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に派遣しています。

平成 28 年度は薬剤師会、大学、病院、自衛隊等に計 26 回派遣しました。

